

山武市

子ども・子育て支援事業計画

平成 26 年 12 月 会議用



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項	1
2. 計画の策定及び推進	3
3. 山武市の現状.....	4
4. 計画期間の人口フレームの推計	10
5. ニーズ調査結果	13
6. 山武市の子ども・子育て支援の課題	18
第2章 計画の基本的な方向	20
1. 基本理念.....	20
2. 基本視点.....	21
3. 基本目標.....	23
4. 施策の体系（案）	24
第3章 基本施策	25
1. 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	
2. 子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進	
3. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	
4. 子どもと子育てを支援する地域づくり	
第4章 子ども・子育て支援事業の推進	75
（山武市子ども・子育て支援事業計画）	
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	75
2. 教育・保育提供区域の設定	77
3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計.....	77
4. 教育・保育給付	79
5. 地域子ども・子育て支援事業.....	85
6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する	94
体制の確保	94
7. 総合的な施策の推進.....	95
第5章 計画の推進	96
1. 関係機関等との連携.....	96
2. 計画の達成状況の点検・評価.....	96
3. 家庭・地域・事業者・市の役割	96

資料編（作成予定）

第1章 計画の策定にあたって

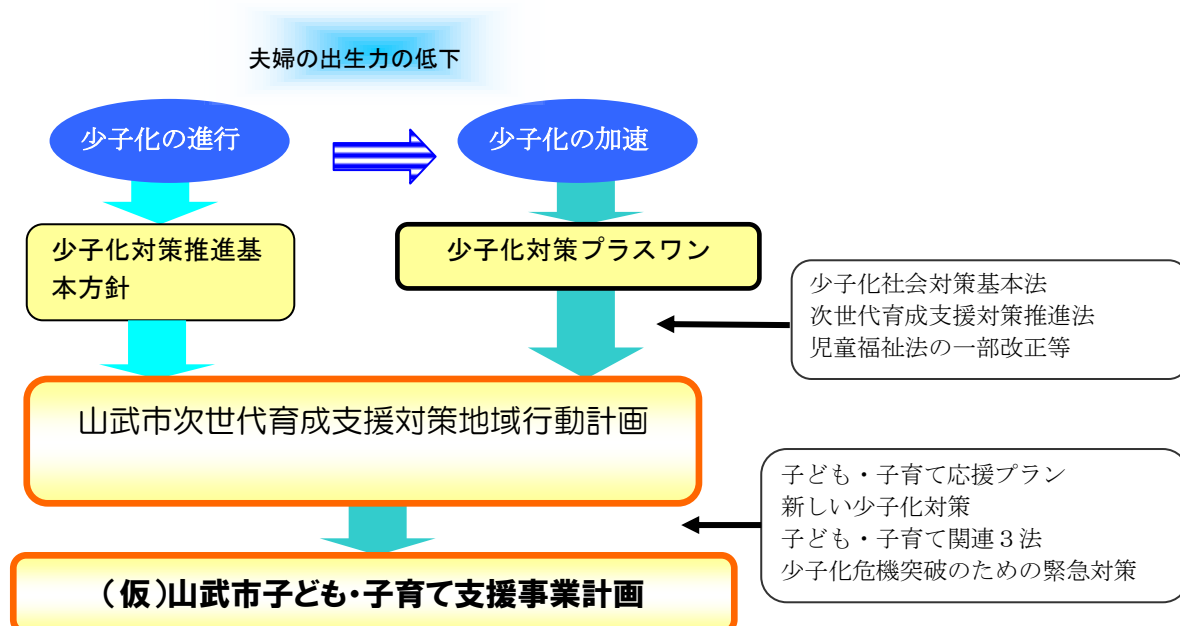
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

(1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成元年の1.57ショックを契機に取組みが本格化してきたと読み取れますが、少子化の進行になかなか歯止めがきかない状況が続いています。わが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成26年4月1日現在1,633万人（総務省）となり、前年よりも16万人減少し、総人口（1億2,714万人）に占める子どもの割合も12.8%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的環境が変化するなか、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。このため、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。一方で、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、平成36年度までの法律の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。

●わが国の少子化対策の動向（まとめ）



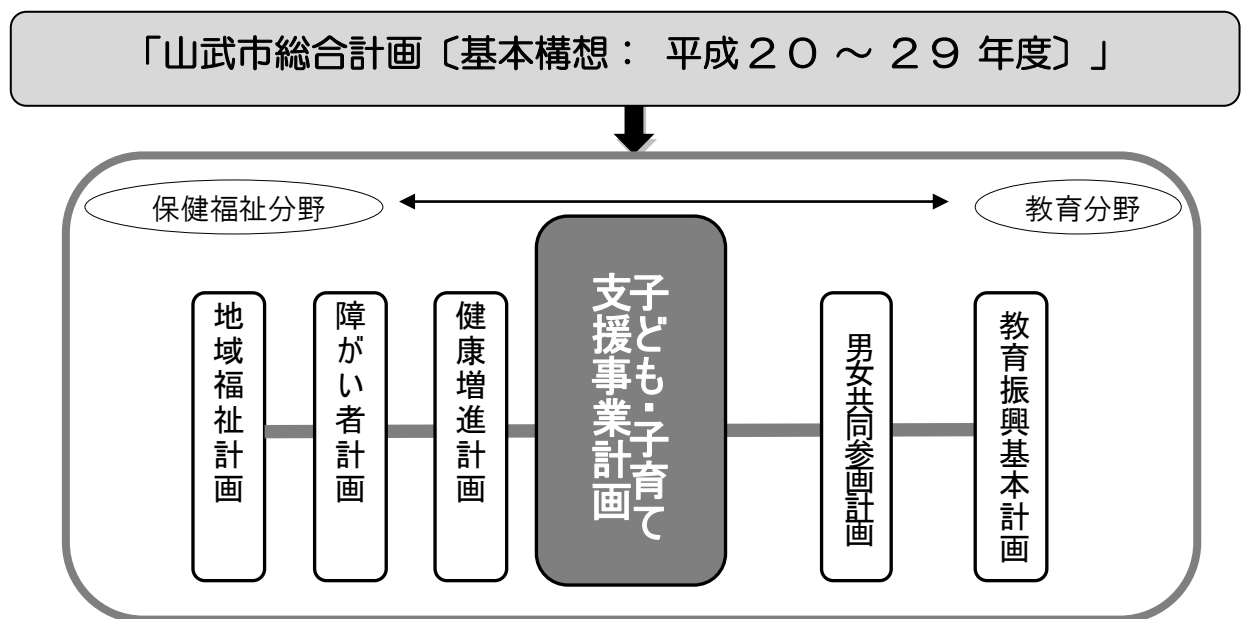
平成 18 年 3 月に成東町、山武町、松尾町、蓮沼村の 3 町 1 村が合併し、「山武市」が誕生しました。平成 16 年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成 18 年度に「山武市」の計画として再編し、「山武市次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 21 年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。これらの計画期間における国の動向、山武市総合計画の策定やこども園化を進めてきたという市の経緯を踏まえ、これまでの次世代育成支援の取組みを点検して、「山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（２）計画の性格

「山武市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

この計画は、山武市の 18 歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等健康・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

● 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることが求められており、平成 27 年度当初から導入し、適切な運用を目指します。

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

●計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
本計画						
次期 計画					●見直し 及び策定	

2. 計画の策定及び推進

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「山武市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行います。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。本計画は、当会議及び関係課との連携を図りながら策定・推進します。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、様々なご意見を活かして計画策定の基礎資料としています。

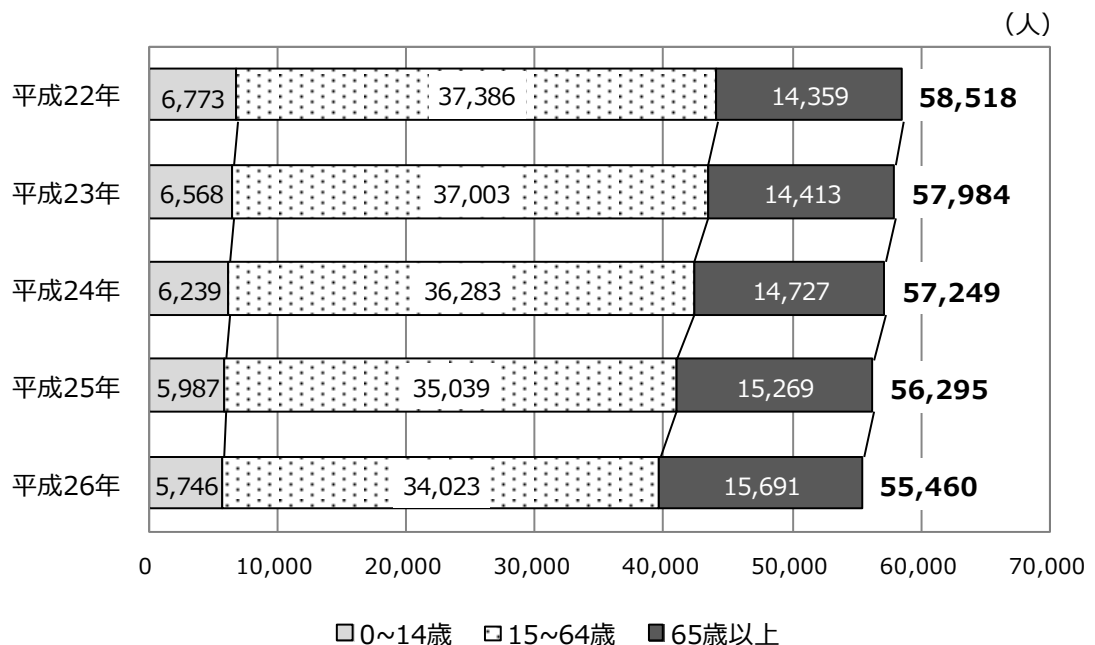
3. 山武市の現状

(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

① 人口・人口構成の状況

近年の市の総人口は、平成22年は58,518人でしたが、平成26年は55,460人となっており、緩やかな減少傾向にあります。人口構成は、0～14歳の年少人口が徐々に減少しており、平成22年には6,773人だった人口が平成25年には6,000人を下回り、総人口に占める割合も平成26年は10.4%と減少しています。15～64歳の生産年齢人口も平成25年には36,000人を下回り、総人口に占める割合も平成22年の63.9%から平成26年は61.3%と少なくなっています。一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成26年には28.3%となり、少子化・高齢化の進行がみてとれます。

●人口の動き（各年4月1日現在）



(%)

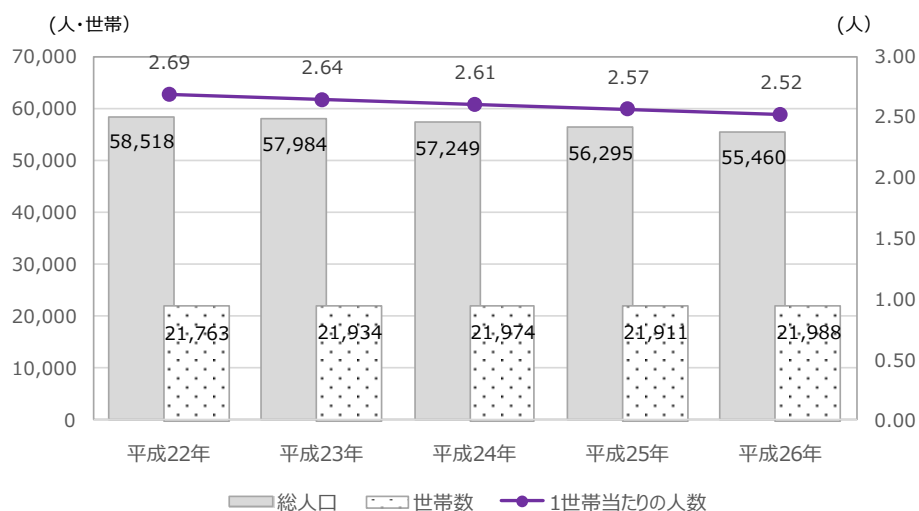
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	11.6	11.3	10.9	10.6	10.4
15～64 歳	63.9	63.8	63.4	62.2	61.3
65 歳以上	24.5	24.9	25.7	27.1	28.3

(登録人口)

② 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数は微増を続け、平成22年の21,763世帯から平成26年には21,988世帯となっています。総人口が微減していることから、1世帯当たりの人員は減少し、平成22年の2.69人から平成26年は2.52人へと、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

●世帯数の動向（各年4月1日現在）



(登録人口)

●世帯構造（国勢調査）

(世帯)

	総数	親族のみの世帯	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
一般世帯数	19,274	15,115	11,083	9,086	208	3,884
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,639	1,623	981	642	16	0
	100.0%	99.0%	60.4%	39.6%	1.0%	0.0%
	(8.5%)					
18歳未満親族のいる一般世帯数	4,863	4,806	2,950	1,856	52	5
	100.0%	98.8%	61.4%	38.6%	1.1%	0.1%
	(25.2%)					
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	1,997	-	-	-	-	-
1世帯当たり親族人数(人)	2.88	3.35	2.86	4.70	3.20	1.00

※ ()内は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合

(平成22年国勢調査)

③ 人口動態

人口動態は、出生数の減少による自然減と、転入者の減少による社会減の人口動態となっています。出生数は平成22年には314人でしたが、平成23年以降は300人を下回っており、平成25年は281人となっています。合計特殊出生率は、平成23年と平成24年に1.04と低下しましたが、平成25年は1.08と微増しています。

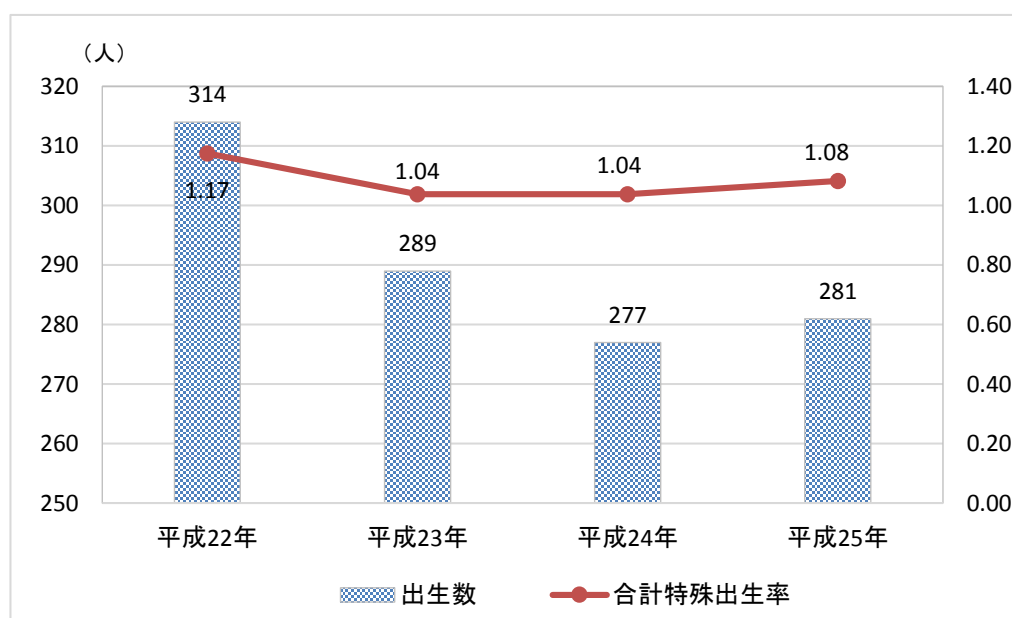
社会動態では、転入数は平成22年が1,666人でしたが、それ以降年々減少しており、平成25年は1,342人となっています。

● 自然動態及び社会動態

	自然増減			社会増減			(人) 人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成22年	314	660	△ 346	1,666	1,766	△ 100	△ 446
平成23年	289	764	△ 475	1,532	1,771	△ 239	△ 714
平成24年	277	699	△ 422	1,416	1,717	△ 301	△ 723
平成25年	281	731	△ 450	1,342	1,756	△ 414	△ 864

(人口動態調査・住民基本台帳)

● 出生数の動向



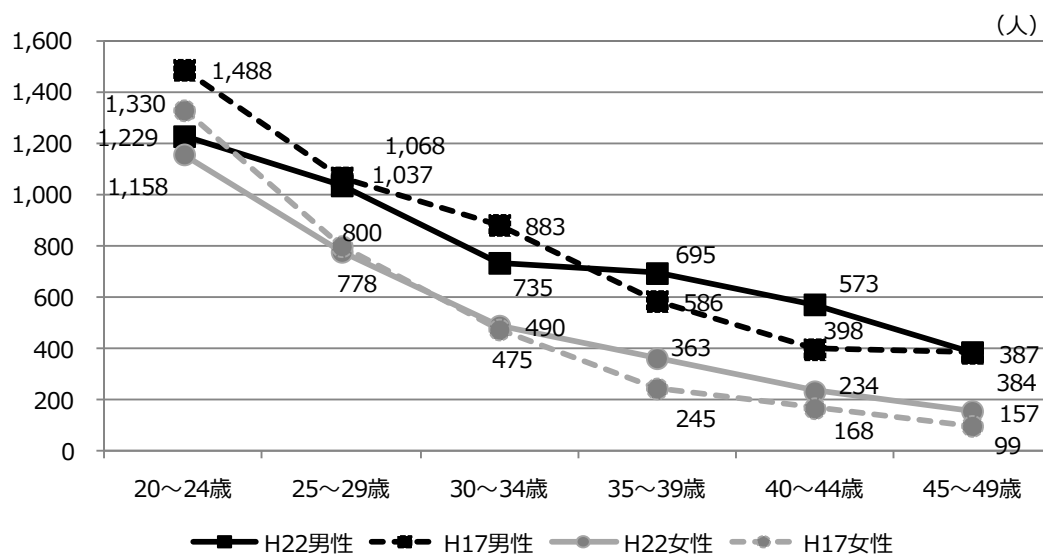
(住民基本台帳・人口動態調査)

※合計特殊出生率とは、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものです。

④ 未婚者数

未婚者数は、男女ともに 35～39 歳、40～44 歳で増加しています。

● 年齢別未婚者数

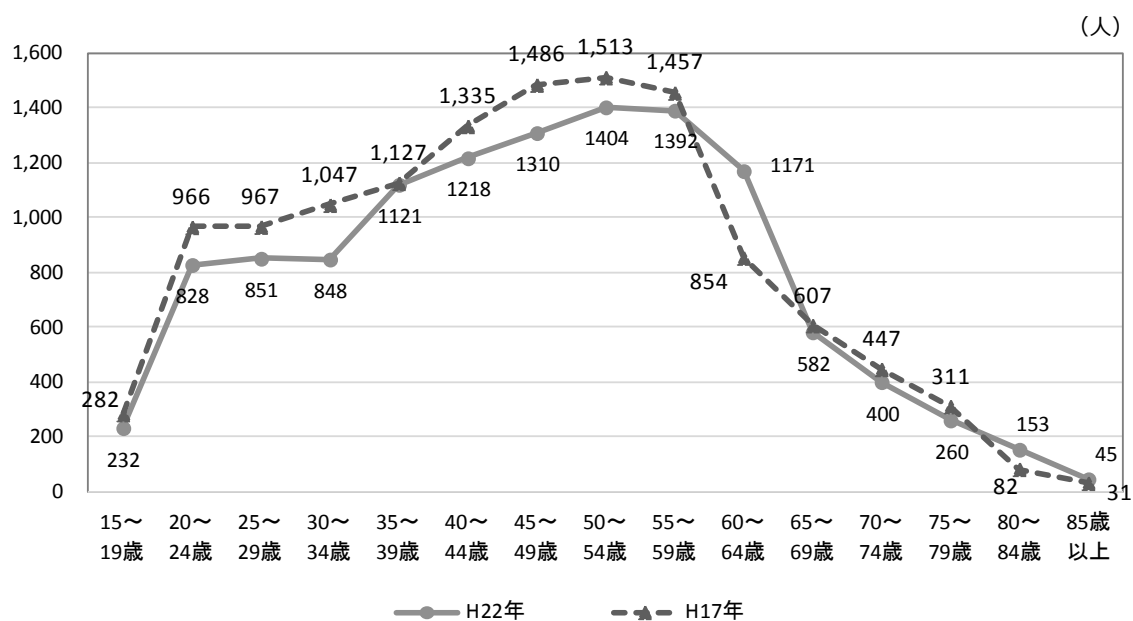


(平成 22 年国勢調査)

⑤ 女性の就業者数

女性の就業者数は、全体的に減少していますが、60～64 歳と 80～84 歳の就業者数は増加しています。

● 年齢別女性の就業者数



(国勢調査)

(2) 子育て家庭と子どもの状況

① 年少人口（14 歳以下）

1 歳ごとの年少児童人口は、4 歳・5 歳の人口はほぼ横ばいですが、その他の年齢は年々微減傾向にあり、全体としては緩やかに少子化が進行していることがうかがえます。

●年齢別児童数

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	326	320	298	266	285
1 歳	354	338	333	317	270
2 歳	406	359	345	331	314
3 歳	363	417	360	347	339
4 歳	353	371	416	355	345
5 歳	407	352	376	410	354
6 歳	439	398	347	382	415
7 歳	416	433	403	351	376
8 歳	430	413	434	406	356
9 歳	488	437	411	434	407
10 歳	500	497	437	414	433
11 歳	535	503	499	440	413
12 歳	553	540	498	497	443
13 歳	639	548	539	497	496
14 歳	564	642	543	540	500
合 計	6,773	6,568	6,239	5,987	5,746

(登録人口 4 月 1 日現在)

●平成 26 年 年齢別児童数

(人)

0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	合計
869	1,038	1,147	1,253	1,439	5,746

(登録人口 4 月 1 日現在)

② 地域別児童数（14 歳以下）

市内 4 圏域の地域別児童数（14 歳以下）は以下のとおりです。

●圏域別児童数（14 歳以下）

(人)

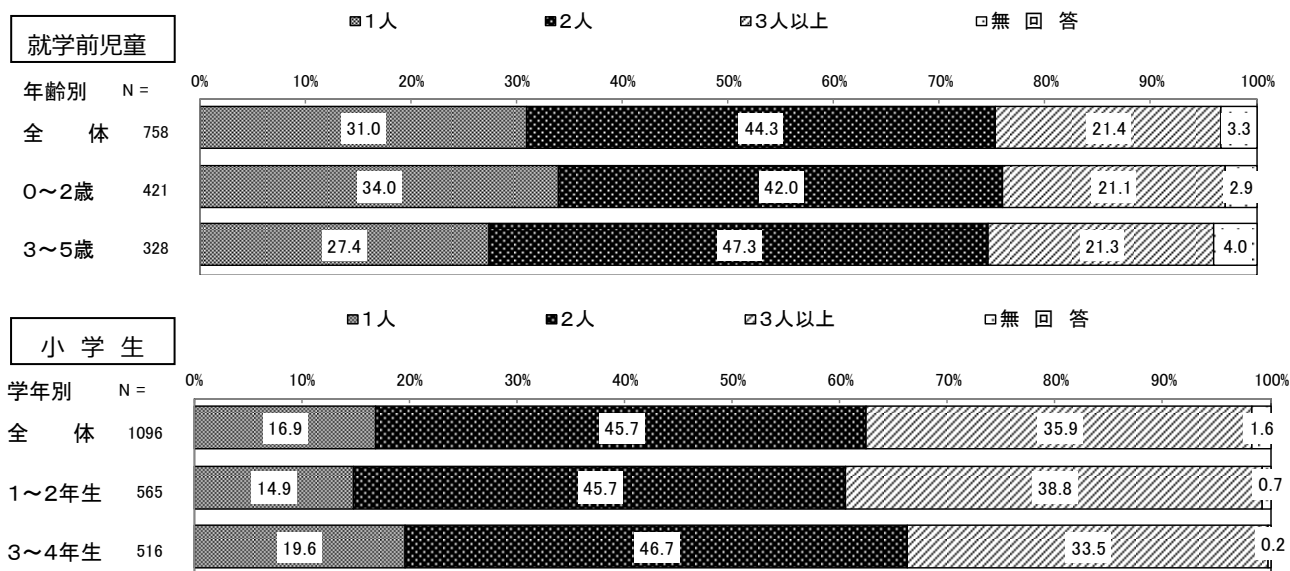
4 圏域	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
成東地区	2,939	2,851	2,694	2,617	2,493
山武地区	2,058	1,997	1,910	1,803	1,748
松尾地区	1,233	1,195	1,132	1,094	1,045
蓮沼地区	543	525	503	473	460

(登録人口 4 月 1 日現在)

③ 世帯の子ども数

ニーズ調査によると、世帯の子ども数は、就学前児童のいる世帯では、「2 人」が 44.3%と最も多く、兄弟姉妹の平均人数は 2.0 人です。小学生のいる世帯でも「2 人」が 45.7%と最も多く、就学前児童のいる世帯に比べ「3 人以上」の割合も高くなっており、兄弟姉妹の平均人数は 2.4 人です。

●世帯の子ども数



(平成 25 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

④ 子育て家庭の就労状況

子どものいる世帯の就労状況は、就学前児童の世帯は共働き世帯の割合が50%強、片働き世帯が30%強ですが、小学生の世帯では共働き世帯の割合が上昇し60%強で、片働き世帯は16%程度にとどまります。

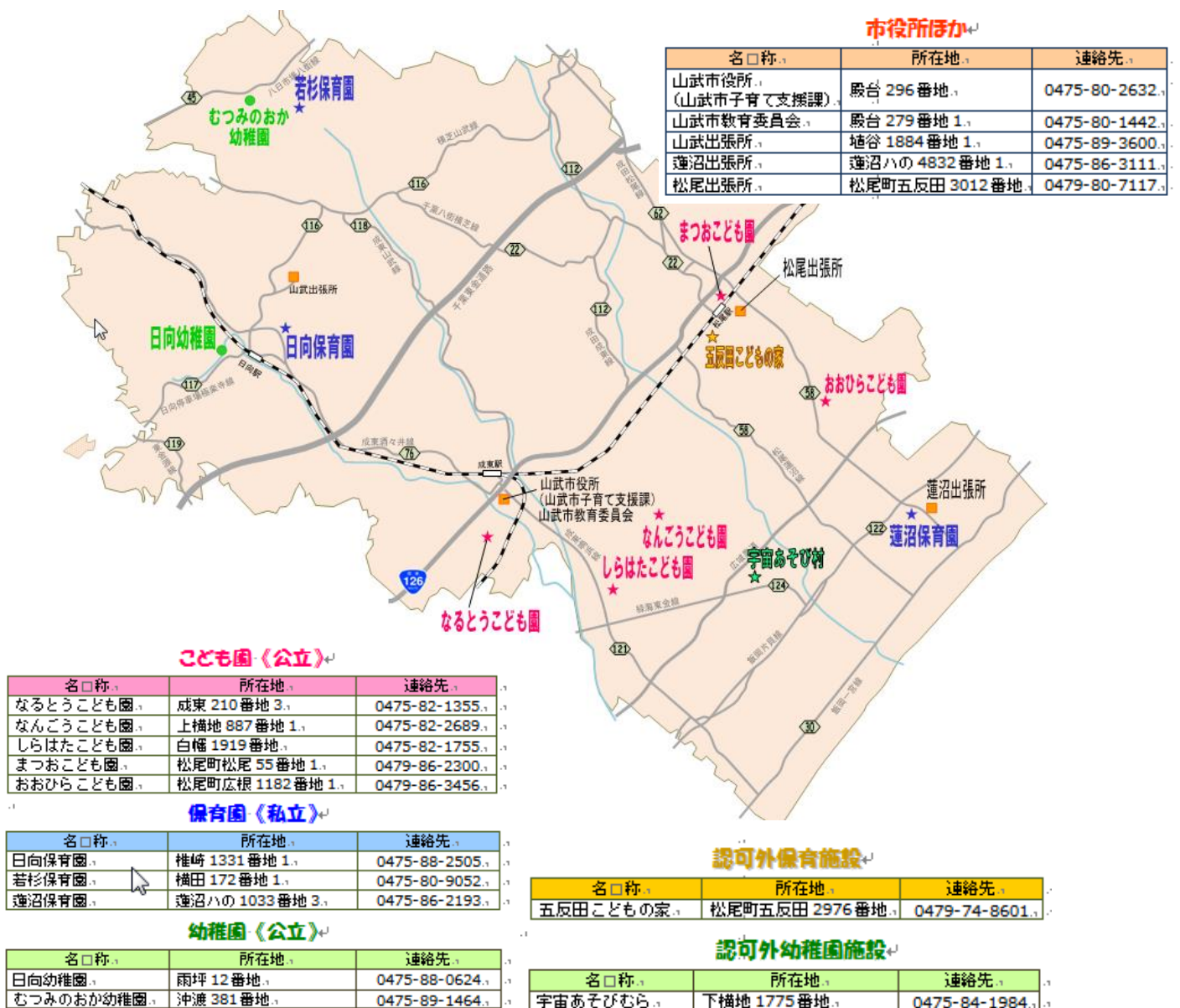
●保護者の就労状況

	共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯 (ひとり親世帯を含む)
就学前児童の世帯	51.4%	32.9%	15.7%
小学生の世帯	61.2%	16.5%	22.3%

(平成25年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

⑤ こども園・幼稚園・保育所の設置状況

現在のこども園・幼稚園・保育所の設置状況は以下の通りです。



4. 計画期間の人口フレームの推計

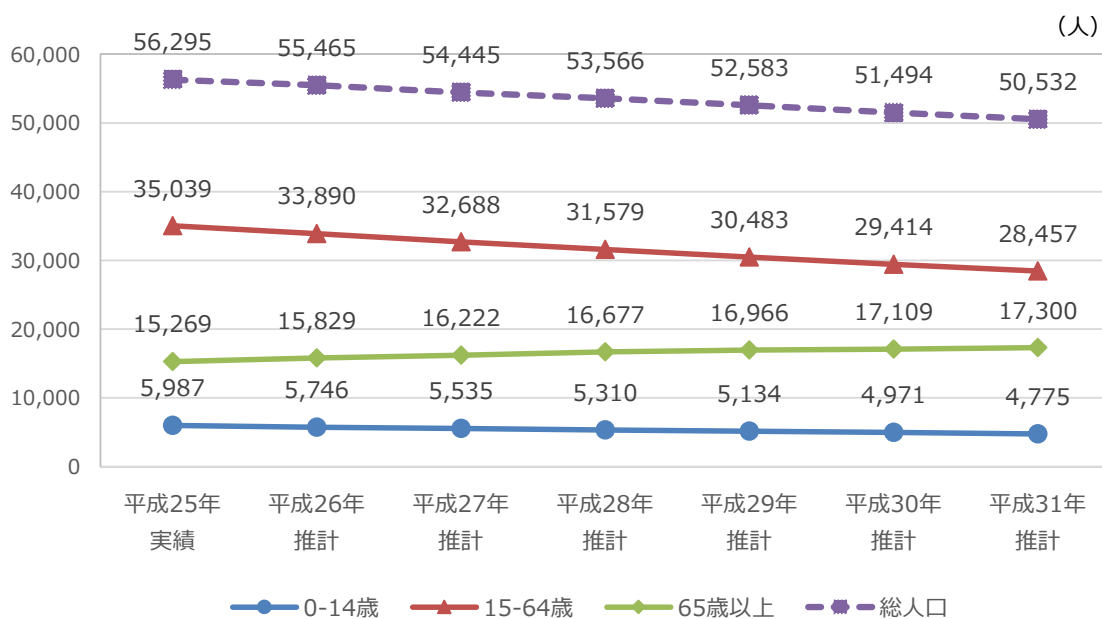
(1) 推計人口

コーホート変化率法により、市の平成24年と26年4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。

平成25年の実績人口56,295人から、平成31年は50,532人と10.2%の減少が推計されます。65歳以上人口が微増し、0～14歳人口が微減、15～64歳人口が23.1%減少することが見込まれます。

「コーホート変化率法」とは、
 同じ年（または同じ期間）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

● 推計人口（各年4月1日現在）



(2) 推計児童人口

児童数は減少傾向が推計され、とくに就学前児童数は小学生児童数よりも減少することが見込まれます。平成 27 年は就学前児童 1,818 人、小学生 2,368 人で合計 4,186 人、平成 31 年は就学前児童 1,546 人、小学生 2,072 人で合計 3,618 人と推計され、計画期間に 13.6%の減少が見込まれます。

●年齢別推計児童数（各年 4 月 1 日現在）

《就学前》

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0～5 歳合計
平成 27 年	279 人	297 人	268 人	319 人	336 人	342 人	1,841 人
平成 28 年	267 人	291 人	295 人	272 人	316 人	333 人	1,774 人
平成 29 年	255 人	279 人	289 人	299 人	269 人	313 人	1,704 人
平成 30 年	244 人	267 人	277 人	293 人	296 人	266 人	1,643 人
平成 31 年	232 人	256 人	265 人	281 人	290 人	293 人	1,617 人

《小学生》

	6 歳児 (小 1)	7 歳児 (小 2)	8 歳児 (小 3)	9 歳児 (小 4)	10 歳児 (小 5)	11 歳児 (小 6)	6～11 歳 合計
平成 27 年	359 人	414 人	380 人	356 人	408 人	434 人	2,351 人
平成 28 年	347 人	358 人	418 人	380 人	357 人	409 人	2,269 人
平成 29 年	338 人	346 人	362 人	418 人	381 人	358 人	2,203 人
平成 30 年	318 人	337 人	350 人	362 人	419 人	382 人	2,168 人
平成 31 年	270 人	317 人	341 人	350 人	363 人	420 人	2,061 人

5. ニーズ調査結果

ニーズ調査を以下の通り実施しました。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施概要

①調査方法 標本調査

②調査票配布・回収方法

郵送により配布（一部学校等での配布を含む）し、郵送で回収した。就学前児童及び小学生の子どもの保護者を対象に、就学前児童の内または小学生の内兄弟姉妹がいる場合は一番下の子どもについて、調査を実施した。

②調査票配布数・回収状況

	調査票配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童	1,640	758	46.2
小学生	1,360	1,096	80.6

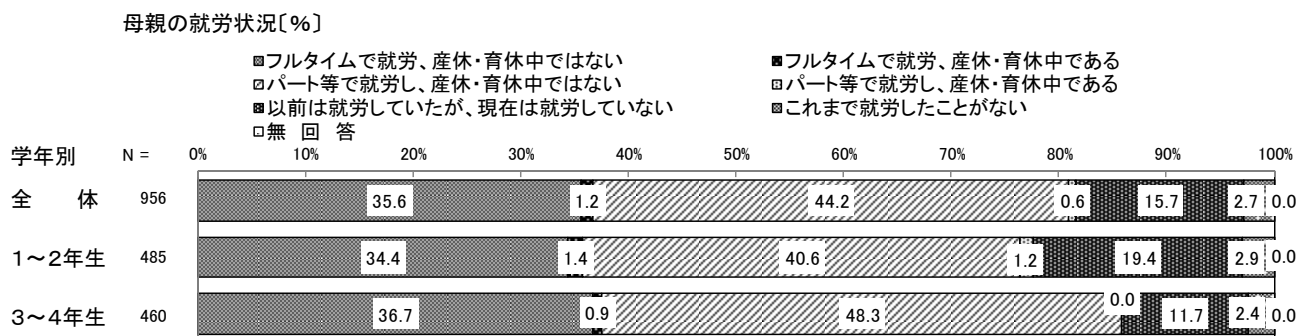
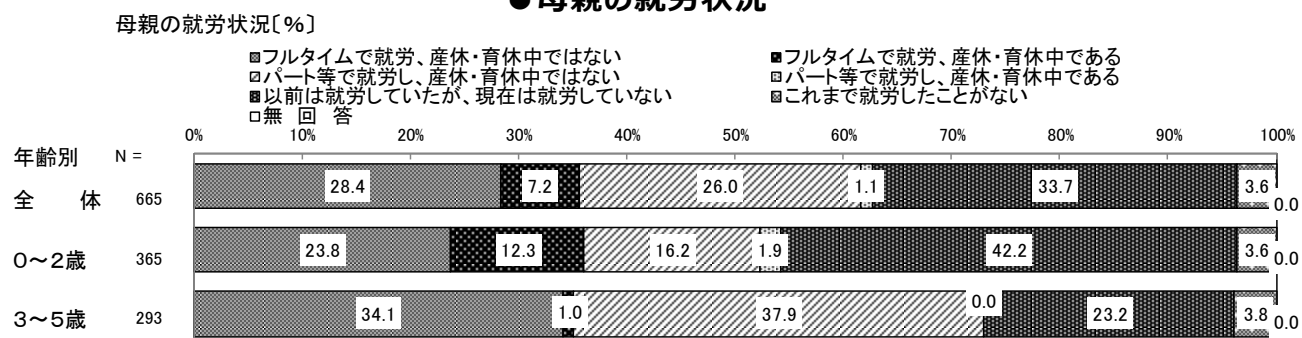
③調査期間 平成 25 年 12 月 18 日（木）～ 平成 26 年 1 月 16 日（木）

(1) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、0～2歳で最も多いのは「以前は就労していたが、現在は就労していない」で、子どもが3歳以上になると「パート等で就労し、産休・育休中でない」人の割合が多くなっています。

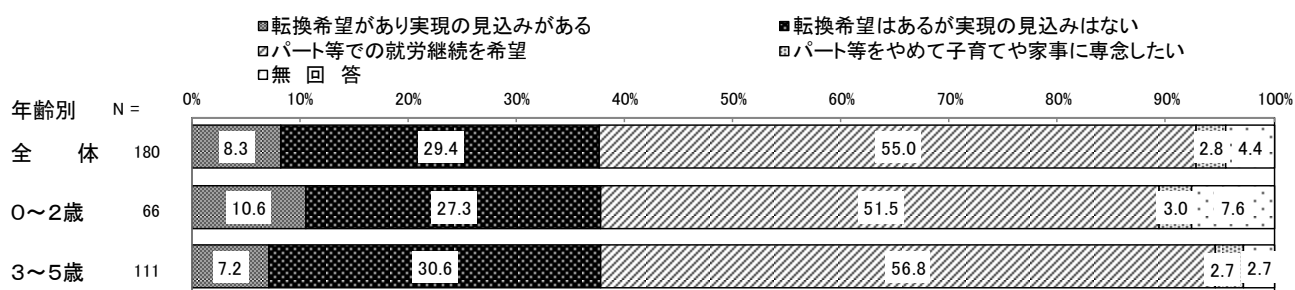
今後の就労意向では、パート等で就労している母親は、パート等での就労継続を希望する人が多く、未就労の母親は、子どもが就学前と1～2年生では末の子どもがある程度の年齢になってから就労したいとする人が多くなっていますが、3～4年生になるとすぐにでも就労したいという回答が増えています。

● 母親の就労状況

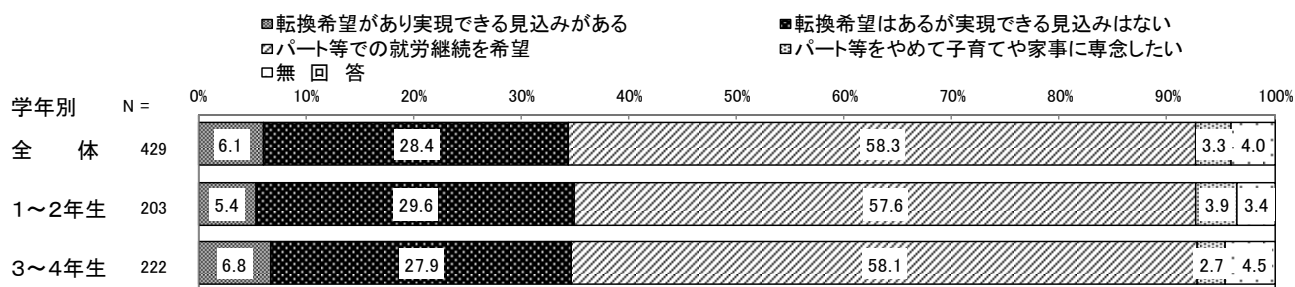


● 母親の今後の就労意向

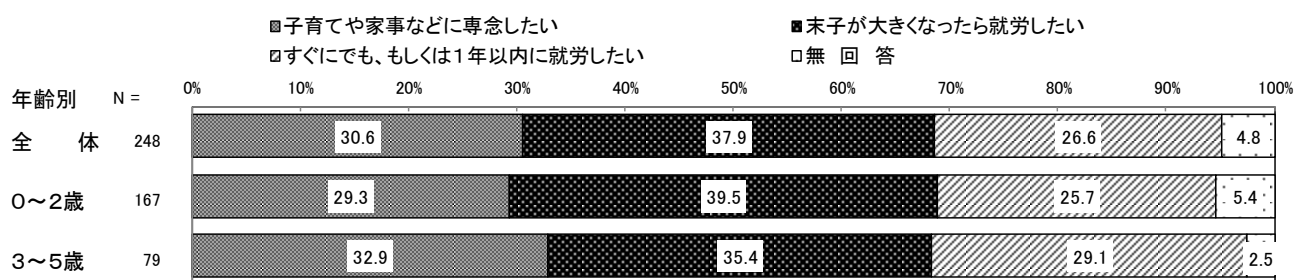
パート等の母親／フルタイムへの転換希望[%]



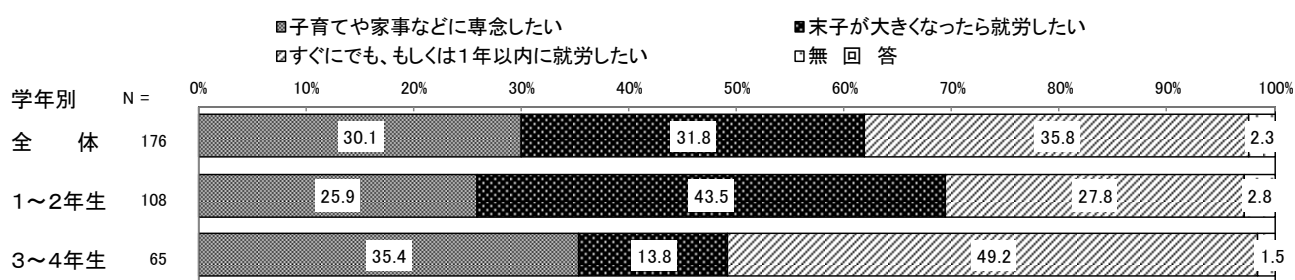
パート等の母親／フルタイムへの転換希望[%]



未就労の母親／就労希望[%]



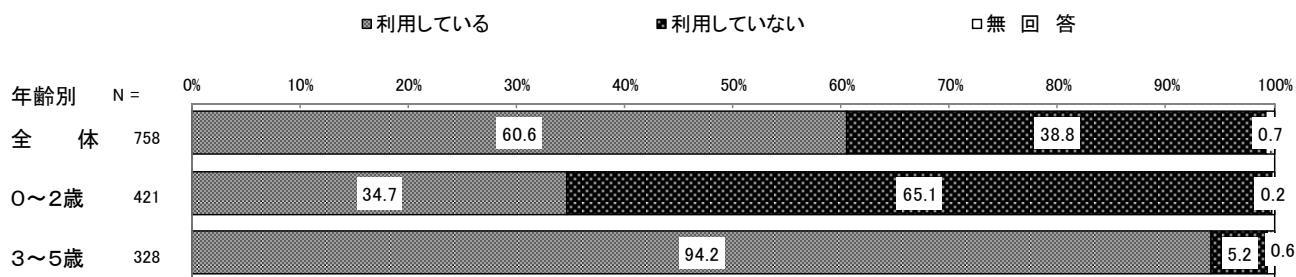
未就労の母親／就労希望[%]

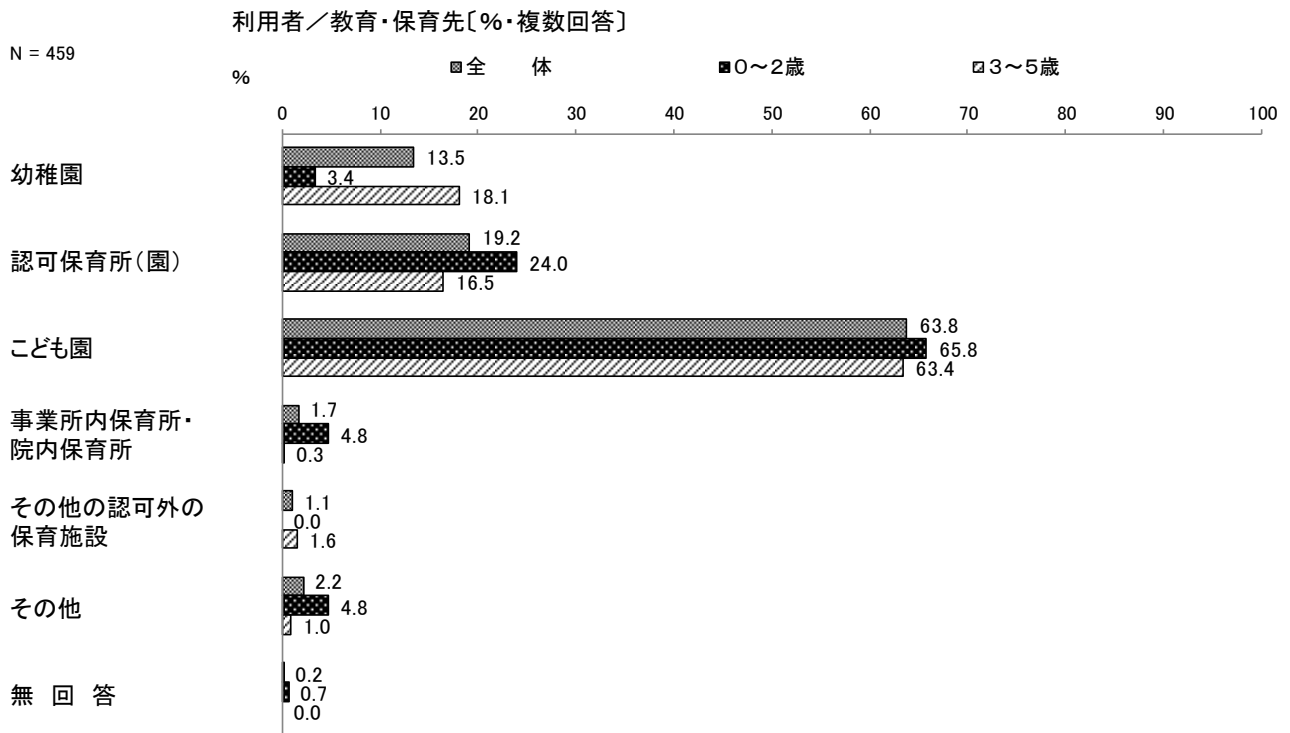


(2) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

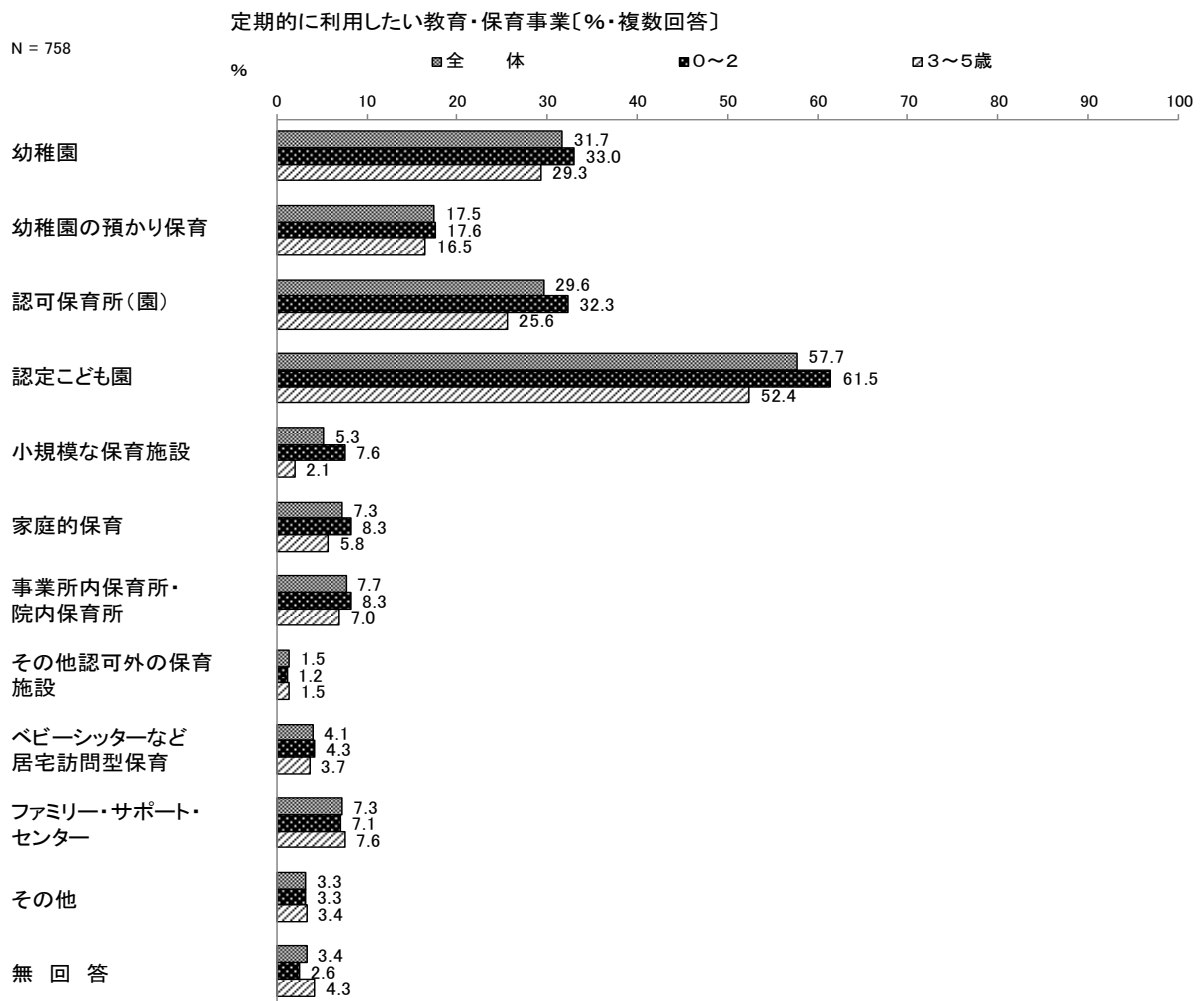
現在、定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が3歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「こども園」が6割を超えており、最も多く利用されています。

定期的な教育・保育事業の利用[%]





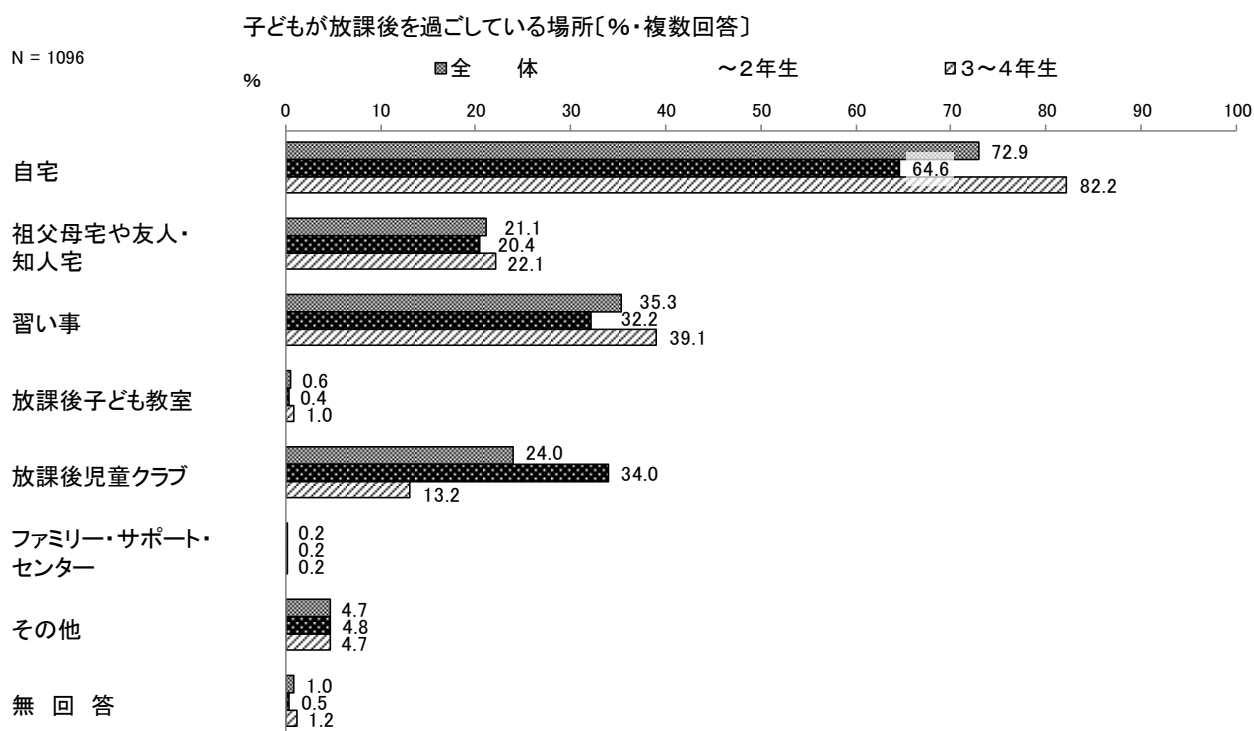
今後、定期的にご利用したい事業は、「認定こども園」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認可保育所（園）」となっています。



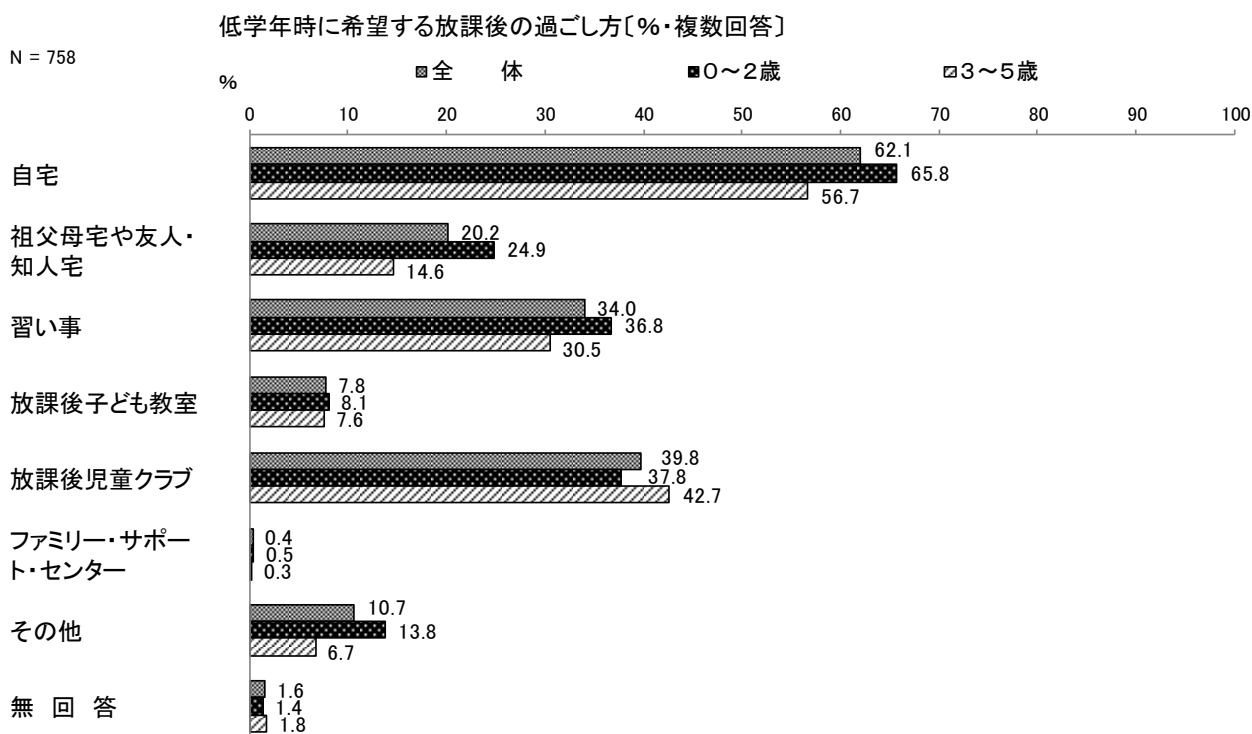
(3) 放課後児童クラブの利用（就学前児童・小学生）

放課後の過ごし方として、小学生の現状では「自宅」「習い事」に続いて「放課後児童クラブ」が多く回答されています。一方、就学前児童保護者では就学後の放課後の過ごし方として、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」の利用希望が多くなっています。

●小学生の放課後の過ごし方（現在）



●就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者の希望）



6. 山武市の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子化・核家族化の影響

市においても、少子化・高齢化が進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。0～14歳の人口は各年代で減少しています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

一方で、これから家庭を築く年代の不安を取り除き、また結婚や出産意向がある世代が、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

(2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

社会経済活動の低迷などにより子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まり、パート・アルバイトやフルタイムでの就労者が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育サービスニーズの増大が継続しています。

市内の入所状況をみても、預かり保育のない幼稚園では入所者が定員を大幅に下回っている傾向がみられます。この背景には、共働きなど、母親の就労による保育ニーズが高まっていると考えられます。このため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

子育て家庭では自宅に近い場所の希望も高く、地区ごとでバランスのよい教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

(3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

市の母親の就労状況をみると、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。再就職したいという希望が多いことはニーズ調査からも見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランスの啓発による雇用者側や父親側の意識変革、制度強化を進めるとともに、乳幼児期の事業利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

(4) 子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。庁内関係課間だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていく必要があります。

第2章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画をめざしていく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ（案）」をめざし、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

（案）



**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち
さんむ**

2. 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していく中で、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

■視点1：子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。そして、子どもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、子どもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2：親子のきずなという視点

子どもや子育てにかかわることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

■視点3：子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対して支援していきます。

■視点4：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

サービス利用者として子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、教育・保育等のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

■視点5:地域が子どもの成長と子育てに関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指します。

このため、ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

■基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

子どもがひとりの人間として尊重され、守られる存在であることが基本です。家庭環境や障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。また、近年、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもが安全で安心できるくらしづくりを、地域ぐるみで協力して行っていきます。

■基本目標2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもたちが人を思いやる心を育み、心身ともにたくましく生きる力の育成を図れる教育環境づくりを進めていきます。

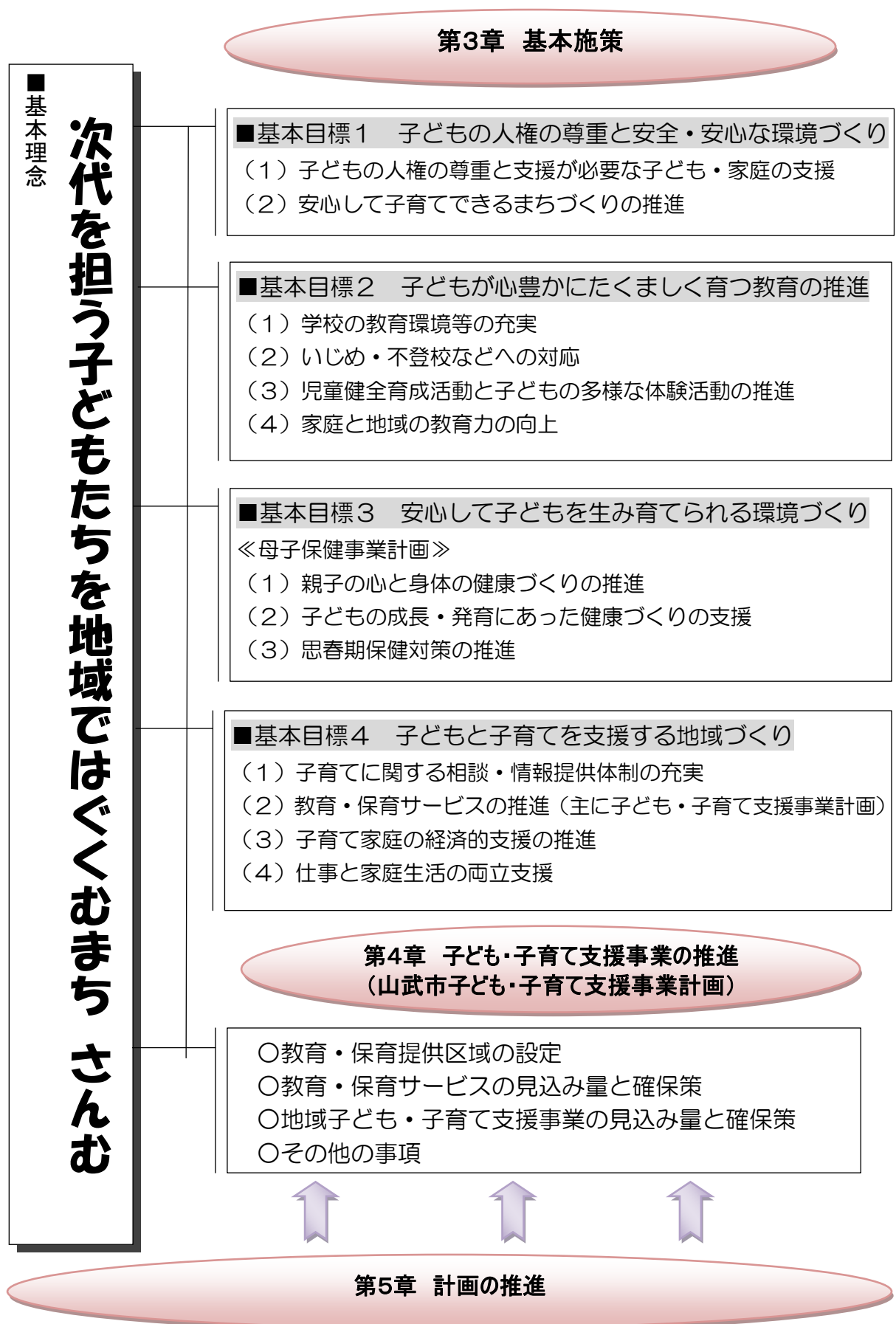
■基本目標3：安心して子どもを生み育てられる環境づくり

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

■基本目標4：子どもと子育てを支援する地域づくり

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや教育・保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

4. 施策の体系（案）



第3章 基本施策

基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重と支援が必要な子ども・家庭の支援

①子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

【現状と課題】

国の「子ども・若者白書」（平成26年度版）によると、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加の一途をたどり、特に長期にわたる虐待は子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことから、今や大きな社会問題となっています。虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられますが、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化、経済不況などにより、特別な家庭の問題ではなく、どの家庭でも起こりうるものと捉えて対策を行っていく必要があります。

本市では、児童虐待防止対策として、山武市要保護児童対策地域協議会を設置しており、地域住民や民生委員児童委員、保育所・幼稚園・こども園、学校等からの情報収集を行うほか、それぞれの機関の連絡調整を行っており、様々な問題を抱えている家庭に対して、家庭児童相談員・保健師等が相談に応じ、継続観察を行い虐待防止に努めています。平成25年から家庭児童相談員を増員して対応に努めており、ケース検討や連絡・調整が必要な場合は、随時支援会議を開催するとともに、定期的に連携を図っています。

一方、こども園、幼稚園や保育所では、身体測定や日常の保育・教育のなかで様子を把握するとともに、子どもたちの健やかな発育を図るため保護者へのお知らせを通して、叱り方、ほめ方、しつけ方等生活指導について啓発し、理解を深めています。虐待の危険があるケースについては、家庭児童相談員、保健師等に連絡をしています。相互に連携しあった総合的な対応・支援の体制づくりが重要となっています。

子育て中の保護者がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の早期発見、援助、通報など適切な対応につなげられる、きめ細やかなネットワークの活用が必要です。また、児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応することが求められます。

【基本方針】

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面や保育所、幼稚園、こども園、学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、専門家や関係機関との連携を強化し、市としての支援体制の整備に努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童虐待防止対策

概 要

山武市要保護児童対策地域協議会の窓口を子育て支援課に設置し、家庭児童相談員等が個別の相談等に対応しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・平成 25 年度より家庭相談員を増員して 3 名体制とし、要保護児童対策地域協議会で、特に支援を要する家庭について個別支援会議を行いました。また、関係機関との連携を密にし、具体的な今後の役割分担、支援の方法について確認、必要な支援を行いました。	

今後の取組み

- ・子育ての不安や孤立化、地域のつながりの希薄化、精神疾患の親の増加など、支援が必要な親子、家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を一層強化し育児支援を行います。

イ. 乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応

概 要

児童虐待の防止、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげています。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生予防に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、健康支援課
健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげました。また、健診未受診者について	

は理由や状況の全数把握に努めました。

今後の取組み

- ・児童虐待の防止、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげます。母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生予防に努めます。

②支援が必要な子どもと家庭の支援

【現状と課題】

ひとり親家庭は年々増加傾向にあります。ひとり親家庭では、仕事と子育てをひとりで行わなければならないため、昨今の厳しい雇用情勢の中で、就業が困難であったり、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれていることも少なくありません。そのため、保育サービスをはじめとする子育て支援は、ひとり親家庭にとって重要となっています。

本市では、保健福祉・教育関係各窓口で、母子自立支援員等相談員によるひとり親家庭の子育て相談に応じる他、ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給しています。その他、父母の離婚などによって18歳未満の児童が育成されているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進をめざし、児童扶養手当の支給等を行っています。

また、民生委員児童委員によるひとり親家庭に対する相談等については、周囲に配慮の上、電話等で対応しています。今後もサービスの周知、広報を一層進め、住民のニーズに合わせた事業の検討を進めます。

障がいのある子どもについては、乳幼児健康診査により障がいの早期発見・援助に努めており、継続して支援が必要な子ども、家庭へは、家庭訪問、育児相談、発達相談、ことばの相談事業で支援しており、必要により発達支援施設の通所による集団・個別指導につなげています。継続して支援が必要なケースは増加傾向がみられ、専門性が求められるケースも増えていますが、言語聴覚士や心理発達治療士が不足しており、相談回数を増やすためには体制を整える必要があります。

また、山武市成東簡易マザーズホームでは幼児支援（児童デイサービス）を実施しています。今後、マザーズホームへの通所がスムーズにつながるよう親の理解を深めて行くことも重要な課題です。

障がいのある子どもの保育については、保育所及び放課後児童クラブの利用希望が増えており、障がいのある子どもの受け入れ体制の確保を図るとともに、放課後児童クラブの指導員の確保と対応力の向上などが課題となっています。平成 19 年度から特別支援教育が導入され、障がいのある子どもの育ちを支援することを基本に、それぞれにあった個別計画をつくり、支援員の配置等教育環境の充実を図っています。

【基本方針】

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進します。また、障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもにあった特別支援の推進を図り、広報活動や関係課、関係機関との連携により障害児へのサービス提供を促進します。

【主な事業・取組み】

ア. ひとり親家庭等の自立支援

概 要

保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育て相談に対応します。各種制度については、ひとり親家庭等医療費等の助成（県補助事業）、児童扶養手当（国事業）の支給などの相談、申請などがあります。民生委員児童委員が地域での相談に応じています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、健康支援課、社会福祉課、学校教育課
・妊娠届出の際、未婚の妊婦に対して必要時に母子自立支援員を紹介し面接を実施しています。また、健診や相談事業などで、離婚・疾病・貧困等の相談を受けた場合は母子自立支援員につなげています。 ・児童扶養手当（母子、父子等）の支給を継続して行いました。ひとり親家庭等の医療費等については、継続して助成を行いました。 ・母子自立支援員による就業相談を行いました。また、職業訓練などの周知を図りました。 ・各民生委員児童委員からの連絡又は事例相談のあったケースは関連先へつなぎ対応しています。 ・民生委員児童委員の相談能力向上のため、月 1 度の定例会において事例発表を行い委員間の意識の統一と相談能力の向上に努めています。 ・児童福祉連絡会議を学校と行い情報交換をし、児童・家庭への地域による支えを推進しています。 ・家庭の経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の家庭を認定し、	

就学援助を行いました。

今後の取組み

- ・妊娠届出、健診や相談事業などで得た情報により必要に応じ母子自立支援員につなげます。
- ・児童扶養手当（母子、父子等）の支給を継続して行います。ひとり親家庭等の医療費等について、継続して助成を行います。
- ・母子自立支援員による就業相談を行います。また、職業訓練給付金制度などの周知を図ります。
- ・定例会（月1回）において事例を共有し、意識の統一と資質の向上を図ります。
- ・地域での支援を推進するため、学校との情報交換を継続します。
- ・家庭の困窮に適切な対応をめざします。

イ. 障がいのある子どもの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進

概 要

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施しています。山武市成東簡易マザーズホームでは幼児支援（児童デイサービス）を実施しており、療育活動を実施しています。また、母子保健事業で、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場となっています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、健康支援課、社会福祉課
・マザーズホームの保育士と市保健師が連携し、集団療育（カンガルーひろば）を行うことで、事業参加者のうち必要に応じマザーズホーム通所へつなげています。 ・障害者総合支援法では、日中一時支援サービスにより、日中一時的に見守り等の支援が必要な障害児等に通所して活動の場を提供し、社会適応訓練を行います。短期入所サービスでは、家で介護する人が病気などの場合、短期間の施設入所で日常生活上の支援や介護が受けられます。移動支援サービスでは屋外での移動が困難な障害児が外出や社会参加活動などでの外出を支援します。放課後等デイサービス（山武市成東簡易マザーズホーム）により、日常生活における基本的な動作の指導や、個別プログラムに添った集団生活への適応訓練等を行います。今後も広報活動や関係課、関係機関と連携して、障害児へのサービス提供を促進します。 簡易マザーズホーム利用者：31 人（延人数 1,905 人） 移動支援サービス利用者：18 人（うち障害児 1 人、延 50 人） 短期入所サービス利用者：20 人（うち障害児 2 人、延 300 人） 日中一時支援サービス利用者：37 人（うち障害児 11 人、延 190 人）	

今後の取組み

- ・今後も継続して、集団療育（カンガルーひろば）にマザーズの保育士が参加することにより、マザーズ通所がスムーズにつながるよう親とのコミュニケーションをとり、理解を深めながら取組みます。
- ・障害者総合支援法に基づく、短期入所サービス、日中一時支援サービス、移動支援サービス、児童デイサービス等の利用を促進します。今後も、広報活動や関係課、関係機関との連携の下、障がい児へのサービス提供を促進します。

ウ. 障害のある子どもの保育の推進

概 要

保育所等での受け入れは、集団生活の可能な児童について職員の配置等により対応できるようになっています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
集団生活が可能な子どもについては、マザーズホームとこども園・幼稚園の両方を利用するなど、通園日数や子どもの状況等を確認しながら受け入れました。また、支援を必要とする児童には支援員を配置しました。	

今後の取組み

- ・幼稚園、こども園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れについて、受け入れ体制を確保し、適切な対応に努めます。

エ. 特別支援教育の推進

概 要

就学指導委員会を開催しています。また、特別支援学級の設置と、介助員の配置を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・特別支援学級の担当者及び介助員研主会を通じて研修を深め、個別の指導計画と個別の支援計画を作成し、支援に役立てました。就学指導委員会を年 2 回実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の把握・対応について検討しました。通級型の「ことばの教室」は専門の教員が指導にあたり、自校通級、他校通級、巡回指導の通級指導を行いました。 ・小中学校に合わせて 24 名の支援員を配置し、教育活動を支援しました。	

今後の取組み

- ・個に応じた障害に対応できるよう、特別支援教育についての理解と実践力の向上を図ります。
- ・小中学校の実態に対応して、支援員の適正な配置をめざします。

(2) 安心して子育てできるまちづくりの推進

①快適な生活環境の向上（まちづくり・住宅）

【現状と課題】

「山武市総合計画」などまちづくり計画に基づき、住民が安心して暮らせるまちをめざし、子どもたちが自然の中で生き生きと育つように子どもの成長を支援する環境づくりを推進しています。

子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出できるということは、あらゆる人が快適に暮らせる環境であるとも言えます。歩道や交通安全施設、公共施設における子育て支援スペースの確保、親子で利用しやすい公共施設の整備、バリアフリー化など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本市では、まちづくり計画に基づき、市民の憩いの場である公園の整備、幹線道路や通学路等の歩道の整備、防犯灯のLED化、カーブミラーの新設、修繕、交通安全看板の設置など、安心・安全なまちづくりを進めています。

住まいは日常生活の基盤となる場所であり、若い世代の定住を図る上でも良質な住宅の確保は重要な課題です。子どもや子育て家庭に安全で住みやすい、良質な住居空間が提供できるように、公営住宅の管理・整備や子育て世帯の優先入居を検討するなど、公営住宅の総合的な対策を検討していく必要があります。また、市営住宅の老朽化が進み、建て替えを検討する時期にきているため、長期的な視野に立った計画の修繕・建て替え方針を検討していくことも求められます。

【基本方針】

まちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、バリアフリー化等も含め、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等をふまえ、公営住宅の維持・管理に取組みます。

【主な事業・取組み】

ア. まちづくり計画

概 要

機能的な都市活動の推進、良好な市街地環境の形成のため、都市計画を設定しています。住民の憩いの場の確保のため公園を整備しており、平成 21 年度 1 か所を追加指定し、都市公園は 6 か所、児童公園等は 129 か所の他、さんぶの森公園等の大きな公園 3 か所を設置し維持管理に努めています。また、県立都市公園が 1 か所設置されています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	都市整備課、スポーツ振興課、さんぶの森公園管理事務所
・成東総合運動公園は、公園の維持・管理を継続して実施し、特に遊歩道等の環境整備に努めました。また、七夕飾りを平成 25 年度に引き続き実施し、多くの方に短冊を飾っていただきました。 ・さんぶの森公園は、引き続き公園施設の維持・管理を継続して行ってきました。さんぶの森グリーンタワーやバーベキュー施設の利用者が増えています。当公園は、体験型音楽祭「山のおんぶ」の開催会場となりました。昨年度に実施した、さんぶの森公園収穫祭（サツマイモ・落花生）については、開催要望が多くあり、平成 26 年度も引き続き実施しました。 ・新たに 28 基（23 公園）の遊具を整備しました。	

今後の取組み

- ・成東城跡公園について、国の交付金を活用して、丸太階段、あずまや（屋根の張替）、土留め木柵の改修工事を行います。
- ・成東総合運動公園は、公園の維持・管理を継続して実施し、特に遊歩道等の環境整備に努めます。また、七夕飾りを平成 27 年度も引き続き実施します。
- ・さんぶの森公園は、今後も継続して利用者の利便性向上の為、公園施設の維持・管理に努めていきます。また、来年度も体験型音楽祭「山のおんぶ」の開催会場となる予定です。
- ・地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進していきます。

イ. 歩道の整備

概 要

歩道整備は児童生徒の交通安全につながることから優先的にフラット化を図っています。地区からの要望等に対応し、現場確認をして補修・整備に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	土木課
歩道整備を伴う道路改良工事を富口・井之内線外 2 路線で 856m 実施しました。	

今後の取組み

- ・引き続き、幹線道路、通学路を重点に、歩道の整備を進めていきます。

ウ. 防犯灯の整備

概 要

山武市安心で安全なまちづくり推進条例に基づき夜間における生活安全の確保を図るため防犯等の設置に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課
・安心安全な生活環境の確保、防犯対策の向上、防犯等の消費電力を抑制するため、LED 防犯灯に交換、設置を約 580 基行いました（10 月末）。夜間における危険個所の暗がりが消滅し、市民の安全が確保されました。	

今後の取組み

- ・引き続き、夜間における生活安全の確保を図るため防犯灯の設置に努めていきます。

エ. 交通安全施設の整備

概 要

交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置しています。信号機・交通規制については、市から警察署を経由し公安委員会へ要望を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課、土木課
・カーブミラー新設については、区長・自治会長の要望（申請）に基づき現地等を確認し危険箇所から随時行いました。 ・交通安全看板については、区長・自治会長からの要望と関係機関により実施した現地診断結果により看板を設置しました。 ・市内 12 か所において、ガードレールの設置、区画線等の交通安全施設の整備を実施しました。	

今後の取組み

- ・市内の交通安全推進のため、引き続きカーブミラーの新設、修繕、交通安全看板の設置をしていきます。
- ・重要性・緊急性を考慮しながら、市道の改良、歩道整備を促進します。

オ. 公営住宅の管理・整備

概 要

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者へ低廉な家賃で住宅を提供しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	都市整備課
・市営住宅を適正に維持管理しました。 ・5月、9月（計3戸）に募集を行い、全て入居となりました。	

今後の取組み

- ・施設の老朽化により、建て替えを検討する時期にきており、人口減少・一人暮らし高齢者の増加という状況も鑑みながら、今後の市営住宅施策について関係課と協議していきます。
- ・審議機関として（仮）市営住宅のあり方検討委員会を設置し、施設整備の方向性を検討していきます。

②地域安全活動の推進

【現状と課題】

本市では、季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導を実施しています。また、小学校では警察と交通安全協会の協力により年1回交通安全教室を開催しています。

さらに、山武警察署管内市町で構成する幼児交通安全指導協議会（ベコちゃんクラブ）は、幼児交通安全指導員2人体制で年間を通じ幼稚園・保育所の子どもたちの成長にあわせた交通安全教室を実施しています。

防犯については、近年、子どもが大きな犯罪の被害にあう犯罪が全国的に多発しており、本市では、防犯協会や防犯パトロール隊による青色回転灯搭載車を使用した防犯パトロールを実施しています。また、幼稚園、保育所、学校で

は、不審者侵入による事故対策のため、緊急対応マニュアルを作成し、全職員による対応を進めるとともに、避難訓練等の実施により安全な避難誘導等の対応を図っています。また、市では不審者情報等を迅速に提供するため、さんむ防犯メールの配信をはじめとしています。

地域においては、通学時の安全を確保するため、近隣家庭や店舗などを「子ども 110 番の家」として、市内のタクシー会社などを「うごくこども 110 番」として、協力を依頼しています。また、学校支援ボランティアに見守り活動を依頼したり、警備会社に委託し通学路の巡回警備を行うなど、地域全体で子どもを見守る体制の充実を図っています。

青少年の健全育成活動としては、青少年育成市民会議の会員による毎月 1 回の夜間パトロールが行われています。

【基本方針】

関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して地域を守る、子どもを守る活動を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 交通安全活動

概 要

交通安全協会による街頭監視を行っています。また、各季の交通安全運動時において、交通安全の啓発広報を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課
警察署・交通安全協会と協力して街頭監視や啓発活動を通して、交通安全マナー等意識向上を図りました。	

今後の取組み

- ・引き続き、警察署、交通安全協会と協力して街頭監視や啓発活動を通して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。

イ. 交通安全教育

概 要

交通安全協会及び山武警察署の指導により交通安全教室を実施しています。幼稚園・保育所では、幼児交通安全指導員による交通安全教育を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課
・山武警察署協力（移動交番パトカー）のもと、交通安全教室（園外実施訓練）を実施しました。 ・県の交通安全広報チラシ「思いやり交通千葉」を区長回覧しました。また、自転車マナー啓発のチラシを有料駐輪場利用者に配布しました。	

今後の取組み

- ・「親子や子供達のみで楽しめる交通安全教育」を実施予定です（新たな考案、新しい教材の活用）。
- ・引き続き、県の交通安全広報チラシ「思いやり交通千葉」を年4回区長回覧します。また、自転車マナー啓発のチラシを有料駐輪場利用者に配布します。

ウ. 登下校時の安全活動

概 要

子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアやPTAによる登下校指導、通学路の巡回等の実施。広報無線による住民への小学生下校時の見守り協力依頼、防犯指導員による下校指導及び巡回パトロールの実施。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・山武・印旛の土木事務所や山武警察と連携し通学路合同点検を行いました。 ・155名の学校支援ボランティアの協力によって登下校時の安全指導が実施されました。また、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に実施しました。 ・市内で起きた不審者情報について、学校メール配信を活用し、保護者に情報提供しました。	

今後の取組み

- ・情報の共有化により効果的な安全指導体制を構築していきます。

エ. 防犯対策

概 要

防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災無線・広報紙による啓発活動を行っています。通学や帰宅時間帯の PTA によるパトロール活動を実施しています。「子ども 110 番の家」の設置し、加えて「うごくこども 110 番」を市内タクシー会社等に依頼しています。市青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課、学校教育課、生涯学習課
・ 青色回転灯搭載車による防犯パトロールを防犯協会において 120 回、防犯パトロール隊において 110 回実施しました。また、8 月に車上狙い防止の特別パトロールを実施しました。 ・ 広報活動としては、「地域安全ニュース」を毎月広報紙に掲載し、警察署と協力し、振り込め詐欺及び盗難防止等の防犯キャンペーンを実施しました（10 月末）。 ・ 学校防犯支援事業により、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に行い、登下校の安全や犯罪の抑制に効果を上げました。 ・ 市青少年育成市民会議会員が、毎月第 3 金曜日に青色回転灯搭載車で、夜間市内をパトロールしています。	

今後の取組み

- ・ 防犯協会、防犯パトロール隊及び各種団体の協力を得て、引き続き防犯パトロール、防犯キャンペーン及び啓発等の防犯活動を実施していきます。
- ・ 学校防犯指導員と学校職員・PTA・地域等の連携をさらに強化していきます。
- ・ 青色回転灯搭載車による防犯パトロールを継続して実施する予定です。

オ. 不審者情報の提供

概 要

さんむ防犯メールを配信しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	市民課
警察や教育委員会から直接、防犯情報を登録者に配信できる形にして、より早く情報を配信しました。	

今後の取組み

- ・山武市安心安全メールとして、引き続き不審者等の情報を登録者に発信していきます。

カ. 有害環境対策

概 要

青少年の健全育成・非行防止を図るため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を推進しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課
青少年育成市民会議の役員が、毎月 1 回の夜間防犯パトロール実施し、コンビニ店の成人向け図書コーナーなどの看視や立寄りを行っています。	

今後の取組み

- ・青少年育成市民会議の役員による毎月 1 回の夜間防犯パトロールを継続して実施する予定です。

キ. PTA、学校、保育所等の安全活動

概 要

学校安全マニュアルに基づいて毎月 1 回の安全点検と、防犯上の問題等の確認を行っています。PTA による通学路のパトロール活動、門扉の施錠、来園者の対応、保育室への防犯ベルの設置等を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、子育て支援課
・全ての学校で安全計画を作成し、毎月 1 回の安全点検を実施しました。また、各種災害等を想定した避難訓練を実施し、児童の引渡し訓練も行いました。	

今後の取組み

- ・安全指導計画に基づいて、より実践的な難訓訓練等を展開し防災能力の向上をめざします。

目標２　子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

(1) 学校の教育環境等の充実

【現状と課題】

学校教育は子どもたちの成長と発達における基盤となるものであり、極めて重要な役割を果たすものです。国では、第２期教育基本計画において、幼稚園から高校に対し、「生きる力の確実な育成」を基本目標に掲げ、学力養成や体力養成、いじめ・不登校などの状況改善などに取り組んでいます。

本市では、地域の特性をふまえながら、国及び県の文教施策に基づいて、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる生徒の育成を図っています。今後も、子どもが個性と可能性を十分に発揮しながら成長できるように、学校の教育環境等の充実を図っていく必要があります。

各学校では、「確かな学力」をつけるための研究を進め、特に授業の中で少人数指導やＩＴ教育を取り入れ、きめ細やかな指導の工夫に焦点を当てています。また地域の教育資源を活用し、特色ある総合的な学習を展開しています。また、体力づくりでは、部活動には生徒も顧問も熱心に取り組んでいるほか、体育祭、マラソン大会など体育行事を実施しています。

学校の運営面では、年度始めに学校教育目標を明らかにして評価と検証を行い、その結果を次年度の取組みに活かしていますが、信頼できる学校づくりに向けて、さらに、各種活動や広報等を通じて保護者との連携を深めていく必要があります。

また、小学校への移行を円滑に行うため、幼稚園・保育所の教職員が意見交換を行っています。健全な子どもの育成に努めながら、教育、保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努め、定期的、継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を行っていく必要があります。

【基本方針】

指導力・授業力向上や健全な身体づくりなどに取り組み、子ども一人ひとりの個性・可能性を大切に、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保の一体化を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 学力向上のための授業研究

概 要

I T活用や少人数指導等によるきめ細やかな指導を展開するなど新手法を取り入れ、理解が深まるよう工夫している。指導法についても研究に努めており、教育課程や時間割の弾力的運用を図っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・市内の全小中学校にタブレット型P Cを導入するにあたり、各学校等の代表による「情報推進会議」を立ち上げ、組織的・計画的に研修や協議を行いました。また、6 小学校（南郷・日向・睦岡・豊岡・大平・松尾）に少人数指導講師を派遣しました。	

今後の取組み

- ・実践的な授業研究等を重ね指導力・授業力の向上を進めていきます。

イ. 総合的な学習時間の実施

概 要

地域の教育資源を活用し、創意工夫を生かした特色ある総合的な学習を展開します。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・米作り体験や苺作り、太巻き寿司づくりなどの、地域の人材や特産物を活用した授業を多数実践しました。また、地域の文化や歴史から学ぶ学習を展開しています。学習をサポートするボランティアは 56 名います。	

今後の取組み

- ・地域の人材や教材について、学校が情報を共有できる体制を作ります。また、効果的な実践例を研修するなど指導内容を進化させていきます。

ウ. 健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施)

概 要

部活動には生徒も顧問も熱心に取り組んでおり、多くの生徒が参加しています。また、主な行事として体育祭やマラソン大会を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・体育の授業を中心に組織的・計画的に健全な体力づくりをすすめています。また多くの生徒が部活動に参加し体力の向上等をめざし努力しています。さらに運動会やマラソン大会などの学校行事も充実しています。	

今後の取組み

- ・教科体育の一層の充実をめざします。また、部活動においては指導方法や技術の研修を進めて効果的に展開させていきます。

エ. 信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)

概 要

年度始めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに生かしています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・山武市立小学校及び中学校管理規則、同幼稚園管理規則に学校評価を位置づけ、全ての学校・幼稚園で自己評価及び学校関係者評価を行っています。また、その結果を学校だより等を通じて公表すると共に、次年度の学校運営資料として生かしています。	

今後の取組み

- ・様々な機会の広報活動等を活かし、教育目標の浸透を図ります。また、学校評価等で検証し目標を発展させていきます。

オ. 幼保の一体化の推進

概 要

質の高い幼児期の教育、保育の推進方策及び幼保小の連携の取組の推進として、双方向での交流や合同研修、授業参観などを継続して行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、子育て支援課
-----	--------------

- ・平成 25 年度から幼稚園業務を子育て支援課で実施しています。引き続き、幼稚園・こども園の園長会議を毎月実施するとともに合同で市専門職員による企画で職員研修会を実施し、資質能力の向上に努めています。
- ・幼小連携のひとつとして、幼稚園・こども園の取組を市内小中学校へ情報提供しました。
- ・平成 25 年度から保護者の利便性を図るため、就学前児童の窓口を一本化し、教育委員会事務補助執行の形で幼稚園業務を子育て支援課で実施しています。

今後の取組み

- ・幼稚園・こども園の職員の意見交換の場を継続して確保し、日常の保育・教育に活かしていくとともに定期的・継続的に小学校教員との交流の場を提供し、共通理解を図っていきます。
- ・幼稚園やこども園での教育や保育の取組を、適切に小中学校にも発信します。

(2) いじめ・不登校などへの対応

【現状と課題】

いじめや不登校の問題は子どもたちの成長に大きな影響を及ぼす課題です。本市では、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童に対しては、家庭児童相談員、家庭教育指導員、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が相談に応じ、学校・警察署や児童相談所等と連携して保護に努めています。犯罪やいじめ、児童虐待等により被害をうけた子どもの精神的なダメージは大きいため、防対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職員がいつでも相談できる体制づくりなど、児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実等を図っていく必要があります。

【基本方針】

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、被害を受けた子どもの保護対策に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充や各種相談窓口や関係機関等の連携を図れるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. いじめ等の被害にあった子どもの保護

概 要

被害をうけた子どもに対し、家庭児童相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教育相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、学教育課、社会福祉課
・市内すべての小中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し指導を展開しています。また、いじめアンケート調査を毎学期実施し、現状の把握に努めました。さらに、アンケート結果を参考に教育相談活動を積極的に行ったり、いじめ問題メール窓口などの相談機関を積極的に周知し、問題の早期発見・解決を図りました。 ・児童福祉連絡会議等において地域児童・生徒の情報を学校と民生委員で共有し地域に於ける支援に努めました。	

今後の取組み

- ・「いじめ防止対策推進法」に基づいて、いじめ防止を徹底的に推進します。
- ・引き続き、児童福祉連絡会議等において地域児童・生徒の情報を学校と民生委員で共有し地域に於ける支援に努めます。

イ. 不登校・引きこもり対策

概 要

学校全体で当該生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教育相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を進めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、生涯学習課
・スクールカウンセラー、心の教室相談員が教職員との情報交換を積極的に行い、担任と協力して家庭訪問等を実施しました。 また、学校が関わりを持ちにくい家庭については、訪問相談員とも連携を図りながら、学校と家庭とのつながりを持てる体制づくりを行いました。更に、ハートフルさんぶの適応指導教室とも連携しました。 ・家庭教育指導員が、主に学校との信頼関係を損ねた保護者からの不登校相談に応じています。教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行い、場合によっては家庭訪問を実施しています。	

今後の取組み

- ・不登校の実態に応じた適切な指導を展開するために、関係する機関等の連携を強化します。
- ・家庭教育指導員による不登校相談や家庭訪問を継続して実施する予定です。

ウ. 相談体制の拡充

概 要

スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、生涯学習課
・教育相談活動を学期 1 回ずつ実施しました。スクールカウンセラーによるいじめ相談、不登校相談、心の教室相談員によるいじめ相談、不登校相談を行いました。 ・家庭教育指導員が、電話や面談による子育て相談に応じています。内容によっては教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行うなど連携しながら実施しています。	

今後の取組み

- ・全職員が教育相談の目的を理解し実践していきます。
- ・家庭教育指導員による子育て相談を、教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行うなど連携しながら、継続して実施する予定です。

(3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進

【現状と課題】

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。一方で、地域が子どもの健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても大人にとっても重要なことと再認識されています。本市でも、学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA 活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図ってきています。

また、本市においても核家族化が進む中、世代間交流のための場として、各地区の施設を活用し、地区社会福祉協議会活動などを通じて、子どもと大人の幅広い年代の中で交流を図っています。

また今日、テレビ・インターネット等の普及等により「活字離れ」や「読書離れ」等が懸念されているため、子どもが自ら本を選んで読み、生涯にわたる読書習慣を身に付けるため、幼少期から読書に親しむような環境づくりに取り組むことも必要になります。

社会とのつながりや働くことの意義を感じ、将来に向けた自分の生き方を見出していく力を育むため、各年齢に応じたキャリア教育を行っていますが、小学校の職場体験の受け入れ先の確保も課題です。

【基本方針】

子どもたちの健全育成を地域で見守るため、PTAや地域と連携した児童健全育成活動を推進します。

また、地域で多様な体験の場やふれあいの場や、異なる世代、異なる年齢の子ども同士の交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

【主な事業・取組み】

ア. 児童の健全育成

概 要

学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り進めています。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・ 各小中学校でPTAや地域と連携したこども見守り活動等を実施しました。学校防犯指導員による巡回指導を毎日実施すると共に、5校の学校で不審者対応避難訓練において講師として指導助言を行いました。 ・ また、防災無線を活用して午後2時30分に放送を流し、市民に下校時の安全について協力をお願いしています。	

今後の取組み

- ・ 市内PTA活動の連携も強めて、児童生徒の安全確保にあたります。

イ. 青少年健全育成事業

概 要

青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による活動を継続して実施しています。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組んでいます。また、学校との連携により、事業内容の検討を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課
・ 青少年相談員・青少年育成市民会議ともそれぞれ青少年の健全育成を目的とした事業に取り組んでいます。子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促しています。	

今後の取組み

- ・ 青少年相談員及び青少年育成市民会議会員の活動を継続して支援するとともに、地域・学校・家庭での連携を強化します。

ウ. 世代間交流の推進

概 要

地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」において世代間交流を図っています。また保育園の行事に高齢者を招待する等の交流事業も実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、学校教育課
・ こども園の行事に高齢者を招待する等の交流事業を行い、体験学習として中学生や高校生の受け入れも行い、交流を図りました。 ・ 運動会に地域のお年寄りを招待し、交流を広めました。また、地区の社会福祉協議会と共催して、中高生と福祉協議会員と駅で挨拶運動を実施しました。	

今後の取組み

- ・ 運動会を始め、文化的な活動においても交流を深めます。さらに、高齢の方々から学ぶ機会も工夫して作っていきます。

エ. 読書活動の推進、子ども会活動、ジュニアリーダー活動

概 要

図書館の協力等により、読み聞かせや、良い本を提示することで良好な読書環境を形成しています。子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行っています。

平成 26 年度 実施状況

【読書活動の推進】

担当課	図書館、生涯学習課
・図書館 3 館で定期的な「おはなし会」を開催（91 回実施、延べ 660 名の参加）した他、夏休み読書ラリー、読み聞かせ講座等を行うなど、読書活動の推進を図っています。 ・市子連を通じて子ども会活動を支援すると共に、市 J L クラブの育成を図っています。	

今後の取組み

- ・継続して、読み聞かせや読書活動を、様々な機会を活用して推進します。
- ・市子連を通じた子ども会活動の支援、市 J L クラブの育成を継続して実施する予定です。

オ. いきいき体験教室・職業体験学習等

概 要

いきいき体験教室は、科学体験などを取り入れて開催し、異年齢交流の場となっています。小学校で職場体験学習を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課、学校教育課
・いきいき体験教室「火災!天災!防災体験!」を開催しました。 ・キャリア教育の一環として、小学校 6 年生で「ゆめ仕事ぴたり体験」を半日、中学校 2 年生で「職場体験学習」を 2 日間実施しました。受け入れ先を 336 か所確保し、体験活動の充実を図りました。	

今後の取組み

- ・いきいき体験教室「火災!天災!防災体験!」を継続して実施する予定です。
- ・キャリア教育の狙いや成果等を効果的に地域にも発信していきます。

(4) 家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。本市では、より良い親子関係を築くことを目的にした親業講座を開催しています。また、地域の大人と子どもが参加できる行事も行っています。今後もこうした行事を継続していくことが必要です。

【基本方針】

より良い親子関係を築くための講座や、大人と子どもが参加できる行事を開催します。

ア. 親業講座

概 要

より良い親子関係を築くため、親業講座を毎年度開催しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課
親業講座は3回開催し、延べ79名の参加がありました。親業入門講座（2日間）を開催します。	

今後の取組み

- ・親業講座を継続して実施する予定です。

イ. 家庭教育学級

概 要

大人と子どもが参加できる行事を開催しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課
講演会を1回開催し、167名の参加がありました。その他に、市内の小中・幼子でそれぞれ、家庭教育学級（家族（親子）参加を主眼に置いたもの）を開催（26学級）しています。	

今後の取組み

- ・今後も大人と子どもが参加できる行事を継続して実施する予定です。



目標3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

(1) 親子の心と身体 の健康づくりの推進

【現状と課題】

母子保健事業と学校保健事業を中心に、子どもと母親の健康を確保・増進するための取組みを推進しています。母子保健では妊婦や乳幼児を対象とした一般健診、歯科健診、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導の充実など、きめ細やかな対応に取り組んでいます。近年、未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いている一方で、妊婦一般健康診査や妊婦歯科検診、乳児一般健康診査の受診率の向上が課題であり、今後も健康診査の重要性と受診の啓発に努めていくことが必要です。

また、健診結果等で継続して見守りや関わりが必要な親子がみられ、専門的な対応の必要性も高まっており、専門職の確保やネットワークの強化が求められます。また、妊婦健康診査の受診券が増え、予防接種法の改正への対応、こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業など、国の動向をふまえながら推進しており、様々な場面で親子に関わりながら、親子の健康づくりを支援していくことが重要です。

【基本方針】

健康増進計画等をふまえ、妊娠から出産、子どもの成長など成長段階にそった親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 妊婦健康相談

概要

妊娠届出を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施しています。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成 26 年度 10 月末現在の妊娠届出数は 173 件です。 ・未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いているため、妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区	

担当保健師につながり支援しています。また、特定妊婦は必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めています。

今後の取組み

- ・未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いているため、妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区担当保健師につながり支援します。また、特定妊婦は必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めます。

イ. 医療機関委託健康診査(妊婦、乳児)

概要

妊婦一般健康診査は、妊婦 1 人につき 14 回を基準とし委託医療機関で実施しています。乳児一般健康診査は、乳児 1 人につき 2 回を基準とし、生後 3 か月～8 か月と生後 9 か月～11 か月に委託医療機関で実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成 26 年度 9 月末現在の受診率は 62.1%です。 ・平成 26 年度 9 月末現在の受診率は 57.9%です。	

今後の取組み

- ・妊娠届出の遅れや妊婦健診を定期的に受けていない妊婦もあり、受診率の増加は困難な状況ですが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠出産できるよう妊婦の支援を行います。
- ・乳児健診の重要性について周知と、未受診者のフォローに努め、受診率の向上を図ります。

ウ. パパママサロン

概要

妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施しています。また、妊娠中に 1 回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成 26 年度 10 月末現在、2 回（1 回 2 日間コース）実施し、受講者数は延べ 67 人です。	

- ・妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施しています。平成26年度10月末現在22人が受診しています。

今後の取組み

- ・パパママサロンは定員に満たないことも多く、事業内容、実施方法等の検討を行い、参加しやすい教室の実施により、受講者数の増加に努めます。
- ・妊娠届出時に事業の周知を図ると共に、未受診者への受診勧奨を積極的に行うことにより、受診者数の増加に努めます。

エ. 妊産婦・新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業)

概 要

妊産婦ならびに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問をめざし市内への里帰りにも対応しています。

平成26年度 実施状況

担当課	健康支援課
・低体重児の届出により、助産師・保健師が訪問指導を行っています。平成26年度10月末現在の訪問件数は12件です。 ・生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問しています。26年度10月末現在の訪問件数は181件、実施率は96.8%です。産後うつ病の早期発見(E P D S実施)にも努めています。 ・平成26年度10月末現在の訪問件数は延べ207件です。	

今後の取組み

- ・低体重児の訪問指導は、出産医療機関との連携と適切な対応が求められるため、会議の開催や研修会への参加等により助産師、保健師の資質向上に努めます。
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、市内里帰り出産の乳児への訪問も含めて、全数実施をめざします。
- ・妊産婦・乳児への訪問による指導は、助産師・保健師が必要に応じ継続して実施します。

オ. 乳幼児健康診査

概 要

発育・発達の節目時期（４か月児、１歳６か月児、３歳６か月児）に合わせ、健康診査を実施しています。また、２歳６か月児を対象に歯科健康診査を実施しています。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会としています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成 26 年度 10 月末現在の乳幼児健診の受診率は、乳児健診：94.7%、1 歳 6 か月児健診：99.4%、2 歳児 6 か月児歯科健診：89.3%、3 歳児健診 93.9% です。 ・健診後のカンファレンスを通し、対象となる親子の支援内容を明確にし、早期支援につなげるよう努めています。	

今後の取組み

- ・乳幼児の健康の保持増進のため、各乳幼児健診の受診率向上に努めます。また、乳児の病気の早期発見のため、平成 27 年度より、乳児健診の際、腎エコー検査をさんむ医療センターへ委託して実施します。
- ・子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会として、内容等を検討しながら実施します。

カ. すくすく広場

概 要

乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月 2 回～3 回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・おおひら・なるとう・しらはたこども園子育て支援センターで年に 24 回実施、平成 26 年度 10 月末現在の利用延べ人数は 338 人です。 ・乳幼児健診でフォローが必要と判断された母子を対象に、積極的に参加をすすめ、継続支援の場として活用を図っています。	

今後の取組み

- ・情報交換、友達づくり、相談の場として定着してきており、平成 27 年度からは開催場所、回数を増加して対応します。
- ・健診後のフォローの場としての活用を図り、参加を促進します。

キ. 予防接種

概 要

予防接種法に基づき定期予防接種を実施しています。出生届、転入届の提出時に予診票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をしています。年々定期予防接種の種類が増加し、B型肝炎ワクチン等の定期接種化が検討されています。また、国が示す定期接種実施要領では、接種場所は医師が医療機関で行う個別接種を原則としているため、すべての予防接種を個別接種で実施することが必要となります。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・予防接種法に基づき定期予防接種を実施しています。予防接種法の改正により、4月1日以降、任意予防接種事業が廃止となりました。また、10月1日から、水痘予防接種が定期予防接種となりました。26年度から日本脳炎の集団接種を医療機関での個別接種に変更し実施しています。	

今後の取組み

- ・予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解できるように、情報提供に努めるとともに、適切な接種を促進します。
- ・定期接種実施要領に基づき、すべての予防接種を個別接種で実施します。

ク. 学校保健

概 要

各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行っています。

学校保健全体計画、性教育年間計画により学校保健事業を実施しています。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めると共に、保健だより等で健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、健康支援課
・学校保健安全法に基づき、年間計画に沿って健康診断等を実施しました。	

- ・養護教諭と教育委員会、健康支援課の連携を図るため、随時情報交換を行いました。
- ・各学校、教育委員会と連携し、小中学生のための健康相談、予防接種、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行っています。
- ・各学校で月 1 回保健だより等を発行しました。また、県等からの情報を学校に提供し、疾病予防等に努めました。養護教諭、健康支援課と連携し、健診結果が要指導の児童生徒で、希望する場合に健康相談会を実施しました。

今後の取組み

- ・学校保健安全法に基づいて年間計画を立て健康診断等を実施する。
- ・養護教諭と教育委員会、健康支援課との連携を強化して情報交換等をすすめる。
- ・各学校、教育委員会、健康支援課が連携を強化し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行います。
- ・市内の情報の共有化を促進し、養護教諭の力量の向上を図ります。

(2) 子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援

【現状と課題】

子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育、支援が必要な親子への支援など、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要となっています。

健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりをもつ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行っています。親子の状況や子どもの発育状況にあった支援ができるように、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。言語聴覚士によることばの相談、臨床心理士による個別相談、千葉県教育庁に派遣を依頼しての特別援アドバイザーによる発達相談などについては、相談を受けての迅速な対応、継続指導や訓練の場、相談回数の増加などが求められている中で、専門職や予算の確保などが大きな課題となっています。また、教職員や支援員の障がいへの理解を深めるために、研修の機会を設け継続的に力量の向上を図っていく必要もあります。

食生活については、ライフスタイルや親の就労状況の変化などにより、子どもの食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

本市では生後 5 ～ 11 か月児を対象に離乳食教室を実施しています。離乳食の説明と試食を行い、希望者には個別面接を実施しています。近年、離乳食について不安や悩みを抱える母親が増加しているため、今後も個々の悩みに対応できる教室の実施に努める必要があります。アンケート調査では、小学生では朝食を毎日食べる割合が高いものの、中高生では毎日食べる割合が低下し、あまり食べないという回答も増えています。こうした状況をふまえ、食育を個人の健康の問題ということにとらえるのではなく、市全体で取り組むべき課題という認識を広げていくことが重要となっています。

【基本方針】

子どもの成長・発達にあわせて、食育や発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

【主な事業・取組み】

ア. ことばの相談

概 要

主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成 26 年度 10 月末現在 13 回、62 件の個別相談を実施しています。 ・保護者了解のもと、関係機関（こども園、幼稚園等）に対し、ことばの相談を利用している園児の支援の方法について情報提供を行っています。	

今後の取組み

- ・言語聴覚士を確保することにより、相談回数の維持に努めます。
- ・関係機関（こども園、幼稚園等）と連携し、園児の支援の方法について情報提供を行います。

イ. 発達相談

概 要

主に乳幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施しています。また、希望のあったこども園・幼稚園等を臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行っています。マザーズホームの利用や就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めています

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課、学校教育課、社会福祉課
・平成 26 年度 10 月末現在、個別相談は 27 回、72 件、巡回相談は、希望のあったこども園・幼稚園等にて 9 園、延べ 13 回実施しています。 ・千葉県教育庁に特別支援アドバイザーの派遣を要請し、幼稚園、小学校、中学校の相談活動を実施しました。また、アドバイザーを講師として招き全職	

員に支援方法等について校内研修を実施した学校もありました。

- ・発達相談やことばの相談で実施した相談内容及び相談者の支援方法について、保護者了解のもと、関係機関（こども園、幼稚園等）へ情報提供を行っています。
- ・特別支援教育担当教員や介助員の研修を実施し、障害についての正しい知識と理解を深めました。また、関係課・機関と連携し、ことばの発達相談も実施しました。
- ・専門的なマザーズホームでは訓練指導を行う理学療法士・作業療法士・心理発達相談員・言語聴覚士・音楽療法士等に指導を依頼し、利用者のサービス向上に努めました。

今後の取組み

- ・臨床心理士等専門職を確保することにより、相談回数の維持に努めます。また、こども園、幼稚園等と連携し、巡回相談の充実に努めます。
- ・特別支援アドバイザーの派遣を引き続き要請し、職員の研修等を充実させます。
- ・継続指導・訓練の場を増やすために、専門職の確保について検討するとともに、関係機関の協力を得ながら実施できる方策を検討します。
- ・発達障害について、関係機関が連携して、正しい知識と理解を深められるように情報提供、学習の場を確保し啓発に努めます。
- ・教職員や支援員の障害への理解を深めるために、引き続き研修の機会を設け継続的に力量の向上を図ります。
- ・専門的なマザーズホームでの訓練指導を継続して実施します。

ウ. カンガルーひろば(親子で遊ぼう)

概要

発育や発達につまずきのある子どもと母親を支援する場として幼児健診後に事業を紹介し、保育士、保健師、児童心理司等による遊びを中心とした集団指導を実施しています。スタッフとしてマザーズホーム保育士、若杉保育園保育士等も参加し、連携して実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課、社会福祉課
・マザーズの保育士、市の保健師・栄養士、若杉保育園の保育士等で連携し事業を開催しています。26 年度 10 月末現在 3 回実施、参加延べ人数は 18 人です。事業参加者のうち必要に応じ、マザーズホームにつなげています。 ・マザーズホーム広報誌「きらきらきつず」を毎月発行し、利用者や他機関等へ周知を図りました。	

今後の取組み

- ・参加者及び協力スタッフから開催回数の増加が求められているため、年6回を、年12回に変更し実施します。
- ・マザーズホーム広報誌「きらきらきっず」による利用者や他機関等へ周知を継続して実施します。

エ. 離乳食教室

概 要

生後5～6か月児を持つ家族を対象に年6回調理実習を含めた集団指導を実施しています。保健推進員、子育てボランティア等とも連携し事業内容の充実に努めています

平成 26 年度 実施状況

担当課	健康支援課
・平成26年度10月末現在3回実施、30組が参加しています。離乳食について不安や悩みを解決できるよう、調理形式で実施しています。	

今後の取組み

- ・離乳食について不安や悩みを解決できるよう、保健推進員、子育てボランティア等と連携し、個々の悩みに対応できる教室の実施に努めます。

オ. 食育の推進

概 要

こども園、幼稚園等において、市の栄養士を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施しています。また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催しています。必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、健康支援課、学校教育課
・平成26年度10月末現在9か所のこども園、幼稚園等で食育教室を実施し、640人が参加しています。 ・平成26年度10月末現在、しらはたこども園とむつみのおか幼稚園へ出向き巡回食育研修を3回行いました。今後保育士等を対象とした食育研修会を1回開催する予定です。 ・食育推進に向け、主任研修会で取り上げるなど、研修計画の1つとして検討しました。	

今後の取組み

- ・子どものうちから規則正しい食生活を習慣づけるため、今後も内容等検討しながら、継続して実施します。
- ・食育の推進が求められるため、実施方法を検討しながら保育士等を対象とした食育研修会の充実に努めます。
- ・食育を計画的に推進します。また、職員全体がアレルギーに対応する理解を深めていきます。

(3) 思春期保健対策の推進

【現状と課題】

子どものうちから健康について考えたり、健康の大切さを知ることは、生涯にわたり自分の健康を守ることにもつながると考えられます。これは次代の親づくりの視点からも重要であり、思春期の心身の健康づくりについて、乳幼児との交流機会の拡大、地域活動やボランティア活動の充実、学校と家庭との連絡体制など、家庭、学校、地域が連携しながら取組んでいくことが必要です。

学校保健全体計画に基づき、性教育、喫煙・飲酒・薬物の乱用防止など小中学校それぞれの発達段階に応じた健康教育を進めており、子どもたちを取り巻く環境が複雑化することをふまえながら思春期保健対策に取り組んでいくことが必要です。

【基本方針】

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 性教育

概 要

性教育年間計画により、授業の中で性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施しています。関係機関が連携し、事業内容の充実に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、健康支援課
・学校、保健所と連携し、平成 26 年度 10 月末現在、中学校 5 校、小学校 1 校で思春期事業を実施しています。 ・全ての学校で、県教育委員会主催の研修会に職員が 1 名参加し、性教育についての知識理解を深めました。また、保健の授業において性教育等の学習を実施しました。	

今後の取組み

- ・学校、保健所と連携し、各学校の要望に応じた思春期教室の実施に努めます。
- ・性教育について学校と家庭の連携をさらに強めていきます。

イ. 飲酒・喫煙・薬物乱用防止

概 要

学校保健全体計画等により、学校ごとに実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課
・中学校において、外部機関と連携をして薬物乱用防止教室等を実施しました。また、保健体育の授業での指導を行いました。さらに、厚生労働省作成の小学校 6 年生保護者用啓発読本を配付し、薬物乱用防止の啓発を図りました。	

今後の取組み

- ・薬物乱用については、家庭にも適切に情報を発信し連携を強めます。

目標 4. 子どもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

超少子高齢化の進行は歯止めがきかず、本格的な人口減少社会が到来しています。子どもと子育て家庭をめぐる環境の変化は、子どもたちの育ちに様々な影響が懸念されています。

本市でも、核家族化や少子化が進む中、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭が多くなっています。子育てに関する悩みや不安を相談できる家族以外の相談相手をもてるように、仲間づくりも重要です。

身近な場所で、いつでも気軽に適切な相談や助言、支援が受けられるように、専門職員による相談窓口の活用促進を図るとともに、各相談窓口や機関の連携を保ちながら、相談体制の充実に努めていくとともに、各相談先についてもさらに周知をしていく必要があります。

また、子育てに関する情報を得られるように、子育てハンドブック、広報紙、市ホームページなどを活用した情報提供に努めるとともに、子育て家庭のニーズ等の把握にも努めています。今後は、スマートフォンなどの通信媒体を通じた広報手段の仕組みを構築も検討が必要となっています。

【基本方針】

相談窓口や関係機関が連携し、ケース討や助言、指導などを行い、概要や子育て情報などを、子育てハンドブックを新たに作成するほか、広報紙、市ホームページ等を有効に活用して子育て家庭に提供します。

子育て支援センターを子ども園に併設し、子育て支援拠点として、相談や講座開設など事業展開していくとともに、こども園・幼稚園等の園庭開放をより利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 子育てハンドブック、広報紙等による情報提供

概 要

子育てハンドブックを平成 20 年度に作成し、配布しています。また、広報紙で適宜情報提供を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、学校教育課
・子育てハンドブックの配布は在庫をもって一旦終了し、平成 27 年度に新たに作成する予定です。 ・子育てに関する制度改正や情報を市の広報紙に掲載しました。	

今後の取組み

- ・子育てハンドブックを平成 27 年度に新たに作成し、保護者への配布、窓口への設置をします。
- ・子育てに関する制度改正や情報を、市の広報紙等に掲載します。

イ. 相談体制の拡充

概 要

スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施しています。子育て支援課には母子・父子自立支援員、家庭児童相談員を配置しています。また、関係機関と連携し、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行っています。各相談先についてさらに周知をしていく必要があります。

平成 26 年度 実施状況

担当課	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課
・スクールカウンセラーを中学校 6 校、小学校 1 校に配置しました。また、心の教室相談員を中学校 5 校、小学校 11 校へ配置し、児童生徒及び保護者の相談に当たりました。 ・生涯教育課内に家庭教育指導員を配し、相談電話（直通）を設けて、10 月末現在で延べ 35 件の子育て相談に対応しました。 ・家庭児童相談室で相談を受け付けました。また、関係機関との連携を図り、個別支援会議で検討及び支援の方法を協議しました。その他、要保護児童対策地域協議会代表者会議 1 回、実務者会議 3 回、定例実務者会議 8 回を開催しました。 ・「相談窓口のご案内」を各窓口等に設置しています。また、民生児童委員総会等で家庭児童相談室のチラシを配布し周知を図りました。	

今後の取組み

- ・スクールカウンセラーの増員を含めた適正な配置を進めます。また、心の教室相談員の研修を充実させ力量の向上を図ります。
- ・生涯教育課内の家庭教育指導員による相談電話（直通）を継続して実施する予定です。

- ・家庭児童相談室に家庭相談員、母子・父子自立支援員を配置し、子どもの健全育成や女性の抱える悩みの相談を受け、解決に向けての助言や支援を関係機関と連携して行います。
- ・「相談窓口のご案内」を各窓口等に設置します。また、民生児童委員総会等で家庭児童相談室のチラシを配布し周知を図ります。

ウ. 子育て支援センターや子育てサークルでの相談

概 要

市内6か所で、主に就園前の子どもと保護者を対象に子育て相談や子育て講座を開設・実施しています。子育てサークルの活動の中で相談や情報提供が行われています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、健康支援課
・公立なるとう・しらはた・おおひらこども園に子育て支援センター「集いの場」を設置し、私立若杉保育園に「すぎっこクラブ」を設置し子育てに関する相談、情報提供、講座を開設しています。平成26年度利用者数は、19,800人を見込んでいます。なんごう子育て支援センター・まつお子育て支援センターでは、相談業務のみを行い、公立5園で平成26年度の相談件数は、200件を見込んでいます。必要に応じて家庭児童相談員、保健師を連携し、相談業務を行います。 ・なるとう・おおひら・しらはたこども園の子育て支援センター保育士と事業前後にカンファレンスを行い、連携しながら、ママの悩みや子育て不安への支援を行っています。	

今後の取組み

- ・地域子育て支援拠点事業に位置づけ子育て支援センターをこども園に併設し子育て相談、講座開設を行い子育て支援拠点として事業展開していきます。今後は、育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など参加しやすい方策、魅力ある講座を展開していきます。
- ・なるとう・おおひら・しらはたこども園の子育て支援センター保育士と事業前後にカンファレンスを行い、連携しながら、ママの悩みや子育て不安への支援を行います。

エ. 保育所・こども園での園庭開放

概 要

幼児、児童の安全面の確保に配慮して私立保育園、公立こども園・幼稚園の園庭を遊び場として開放しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・こども園・幼稚園の開放日を月 2 回設定し、子育て支援課窓口、各園にチラシを設置しています。	

今後の取組み

- ・園職員の勤務状況、園行事を加味しながら園庭を利用しやすい環境づくりや広報のしくみを構築します。また、園庭にある遊具の使用には十分配慮させるとともに故障や老朽化など安全面に十分気を配ります。

(2) 教育・保育サービスの推進（主に子ども・子育て支援事業計画）

①保育サービスの充実

【現状と課題】

少子化対策は我が国の最重要課題の一つです。本市においても、緩やかに少子化が進行し、乳幼児数は減少していますが、低年齢からの保育ニーズは高まっています。また、共働き世帯が増加しており、市内の保育所では、通常時間の保育に加え、時間外保育も実施してきました。

また、市内でこども園化を進めてきましたが、平成 25 年度までに成東地域のこども園化が完了し、幼稚園・保育所の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。一方で、海岸に面した蓮沼地域の私立保育園、休園中の公立蓮沼幼稚園と松尾地域の公立「おおひらこども園」の再編、また同じ松尾地域の休園中の公立豊岡保育所と老朽化が続く「まつおこども園」の再編などの課題があります。

本格的な人口減少社会となり、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会が少なくなる中で、子ども達が集う幼稚園・こども園の役割はより一層大きくなっていきます。また一方で、子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図る必要があることから今後も保育士確保に努めていくとともに、地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要になります。

今後は、更なる保育サービスの充実、質の向上を図るための取組みとともに、施設の老朽化等への対応などを含めた保育環境の充実が重要な課題です。一方、夜間保育事業については、保育ニーズの状況に応じ、次年度以降検討を要します。

【基本方針】

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、保育士確保に努めるとともに地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能を配置し、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組めます。

【主な事業・取組み】

ア. 通常保育事業

概 要

平成 25 年度までに成東地域のこども園化は完了し、幼稚園、保育所の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、学校教育課
・平成 25 年度になるとうこども園に看護師 1 名を正規職員として採用し病後児保育事業を実施してきたところですが、利用者が少なかったことから今年度は子育て支援課に配属させ、病後児保育の利用者があるときのみなるとうこども園に配置させました。今年度の利用者は 3 名です。子育て支援課に看護師が 2 名いることで市内各園児の健康管理を全体的に見渡せることや食物アレルギーへの注意喚起、マニュアル作成が図られました。 ・成東地域のこども園化は完了しましたが、一方で、松尾地域の一部と蓮沼地域の公私連携幼保連携型こども園化について、地元区長会や私立保育園側との情報交換を重ねてきました。 ・充実した保育・教育を支援するため、訪問等を展開しました。	

今後の取組み

- ・子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図る必要があることから、今後も保育士確保に努めていくとともに地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能を配置すると共に、提供体制づくりに継続して取り組んでいきます。
- ・引き続き、訪問等を展開し保育・教育の充実を支援します。

イ. 家庭的保育事業(保育ママ)

概 要

就学前児童の数は減少傾向にありながらも低年齢児の保育ニーズは高まっています。私立保育園・公立こども園でも低年齢児を受け入れています。年度途中からの入所は待機になる場合があります。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業は市町村で設備・運営基準を設け認可できることになったことから開設しやすくなります。 ・平成 26 年度は基準に係る条例を新規制定しました。	

今後の取組み

- ・家庭的保育事業を展開させるため、職員資格を与えるための研修実施やカリキュラムを検討していきます。
- ・潜在的な保育士を発掘するための広報活動を実施するとともに事業展開の斡旋など支援・援助する仕組みを構築していきます。

ウ. 延長保育事業

概 要

保護者の就労形態の多様化により通常の保育時間を超えて保育を実施しています。現在は、市内のこども園と保育園全てで実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・公立こども園 5 か所と私立保育所 3 か所の計 8 か所で午前 7 時から午前 8 時までと午後 4 時から午後 7 時まで延長保育を実施しました。利用者数は 4,663 件です。	

今後の取組み

- ・新制度の実施により保育標準時間に認定された子どもは最大 11 時間が通常保育時間となり、保育短時間に認定された子どもは最大 8 時間が通常保育時間となりますがそれを超える時間は延長保育を実施します。保護者の働き方や利用状況を踏まえ、受け入れ体制を確保していきます。

エ. 休日保育事業

概 要

日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする場合、保育園で保育するもので、市内1か所で実施している。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
平成 26 年度	・市内1か所（私立保育園）で実施しました。（年間延べ利用児童数【見込】136人） ・日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っています。市内・外問わず預かりは可能となっており、適切な利用を促進します。

今後の取組み

- ・市内1か所（私立保育園）で実施します。
- ・日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っています。市内・外問わず預かりは可能となっており、適切な利用を促進します。

オ. 認定こども園の設置

概 要

平成 25 年度までに成東地域のこども園化は完了し、幼稚園、保育所の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。

また、海岸に面した蓮沼地域と松尾地域の大平地区は津波対策としてのこども園化の再編、松尾地域の松尾、豊岡地区においてはまつおこども園舎の老朽化に伴うこども園化の再編、山武地域においては公立幼稚園と私立保育園を統合したこども園化の再編が課題にあります。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課、学校教育課
・なるとうこども園、しらはたこども園は開設して1年が経過しました。市内では公立幼保連携型認定こども園3園と公立保育所型認定こども園2園の合計5園が誕生し順調にこども園化が進んでいます。	

今後の取組み

- ・海岸に面した蓮沼地域の蓮沼保育園、休園中の蓮沼幼稚園は津波対策としての課題を要しているため松尾地域のおおひらこども園との再編を推進します。
なお、小学校、中学校の規模適正化・適正配置の計画などと総合的に調整を図りながら進めます。
- ・松尾地域のまつおこども園は老朽化や使い勝手の悪さから目立っている状況で休園している豊岡保育園との再編が課題です。小学校、中学校の規模適正化・適正配置の計画と並行して検討・調整していきます。
- ・山武地域の私立保育園2園と公立幼稚園2園のこども園化は私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐に渡ることから意見集約に時間を要するところが課題です。保護者向けアンケートを実施し、地域や関係者との情報交換等を通じて意見をまとめるとともに、小学校、中学校の規模適正化・適正配置の計画などと総合的に調整を図りながら進めます。

カ. 保育の質の向上のための取組み

概 要

専門職員の配置により内部研修を充実させるとともに、各種外部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図っています。また、保護者の保育ニーズは多様化していることから保育研修のみならず意識改革研修、リスクマネジメント研修、タイムマネジメント研修、メンタルヘルス研修など専門研修以外の研修に参加させ職員として必要な知識を習得し保護者対応に生かしています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・専門職員の配置により内部研修を充実させるとともに、各種外部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図っています。 ・各こども園で自己評価及び施設利用者を対象とした外部評価アンケートを実施し、職員間で評価結果についての検討を行っています。	

今後の取組み

- ・研修の成果を発揮させるため、人事評価のしくみを利用した自己評価を行います。

②一時預かり事業等の推進

【現状と課題】

保育所・こども園で実施してきた一時保育の利用者は大幅に増加しています。

放課後児童クラブは、小学校低学年児童の放課後過ごす場所として、小学校 1 学年から 3 学年までの児童を対象とした保育事業として、平日は小学校授業終了時から午後 6 時 30 分まで、長期休業中は午前 8 時から午後 6 時 30 分まで実施していますが利用者は増加しており、受け入れ体制の拡充を図ってきました。今後は、利用時間の拡充など運営面で様々な手法を検討するとともに、放課後子ども教室などと調整を図りながら、子どもの居場所づくりに取組んでいくことが課題です。

また、保護者の就労状況によりファミリー・サポート・センターへの需要は高まってきており、事業実施に向けて必要性和確保策について検討することが必要です。

放課後児童クラブの課題としては、小学 6 年生までの受け入れに対応するため、小学校の余裕教室を確保することや障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えていることが挙げられます。

また、共働き世帯が増加するなか、病児・病後児保育のニーズも高まっています。さんむ医療センターが近くにあることから連携を図り実施に向け検討することが課題となっています。

また、地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など 10 種程の放課後子ども教室を開設し、子どもの居場所づくりを行っています。学校や地域協力者の理解が課題となっています。

【基本方針】

一時保育事業、幼稚園やこども園短児部の預り保育事業を含めて一時預かり事業となるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら提供していきます。また、地域住民の協力を得て、会員組織からなるファミリー・サポート・センター事業実施に向けて、モデル地区などの試行を行います。

【主な事業・取組み】

ア. 一時保育事業

概 要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、こども園、幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・なるとう・しらはた・なんごう・まつお・おおひらこども園で実施しています。	

今後の取組み

- ・新制度では、保育所、こども園での一時保育事業の現行事業を継承しつつ、幼稚園型と訪問型の一時預かり事業が創設されます。子育て家庭の利用状況を把握し、幼稚園での実施なども検討していきます。

イ. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

概 要

市内の小学校に通う児童を対象とし、全ての小学校で実施します。平日は小学校授業終了時から午後 7 時まで、土曜及び長期休業中は午前 7 時 30 分から（土曜日は 8 時から）午後 7 時まで受け入れます。運営方法について指定管理者制度への移行を進めます。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・平成 27 年から受け入れを小学 6 年生まで拡大することに向けて、小学校の余裕教室確保のための調査や開所時間延長・利用料の改定などを検討、調整しました。	
・平成 26 年度はアンケート等の実施はしていませんが、緊急連絡などは携帯メールの連絡網を活用しました。	

今後の取組み

- ・利用する児童数の増加が予想されることから、場所の確保、支援員の増員をしながら対応していきます。
- ・保護者の対応は、支援員が窓口となり子育て支援課につなげており、必要に応じてアンケートなどを実施します。

ウ. ファミリー・サポート・センター事業

概 要

保護者の就労状況の多様化によりファミリー・サポート・センターへの需要は高まってきています。就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用希望は少ない傾向です。小学生の放課後の過ごし方として、学童クラブとの連携で居場所の拡大を図るなどの方法を検討していきます。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・他市で実施のファミリー・サポート・センター事業を調査しました。	

今後の取組み

- ・就学前児童の世帯の利用意向などを踏まえながら、事業実施に向けて、モデル地区などの試行を検討し、設置に向けて取り組みます。

エ. 病児・病後児保育

概 要

病時または病気回復期の子どもを預かる事業です。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・なるとうこども園において病後児保育事業を実施しています(利用者数3名)。	

今後の取組み

- ・さんむ医療センターでの病児保育の実施に向け、検討・協議し、実施体制の確保・拡充に向け仕組みを構築していきます。

オ. 放課後子ども教室

概 要

地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など 10 種程の教室を開設し、子どもの居場所づくりを行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	生涯学習課
・ 緑海小は、全校児童を対象に原則毎月第 2 土曜日に実施しています（10 月末の実施回数は 8 回、参加児童は 128 名）。 ・ 日向小は、4 年生以上の児童を対象に原則毎月第 3 木曜日に実施しています（10 月末の実施回数は 4 回、参加児童は 71 名）。 ・ 山武西小では、5 月に新規に開設し、4 年生以上の児童を対象に原則毎月第 1 木曜日に実施しています（10 月末の実施回数は 5 回、参加児童は 26 名）。	

今後の取組み

- ・ 現在実施している放課後子ども教室を今後も継続して実施する予定です。

(3) 子育て家庭の経済的支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査や全国調査で、保育料など子育て費用の負担が大きいという意見が多く、子育てにお金がかかることが少子化の原因の一つとなっており、子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが求められており、各種支援策について適切な利用を促進していくことが課題です。

【基本方針】

児童手当の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免など、子育ての経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等をふまえながら、適切な利用が促進されるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童手当

概 要

国の制度に基づき児童手当を支給しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・ 制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給しました。	

今後の取組み

- ・ 国の制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給します。

イ. 子ども医療費の助成

概 要

平成 26 年 8 月診療分から中学校 3 年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費に対象を拡大して助成を行っています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・ 平成 26 年 8 月診療分から対象を拡大し、中学校 3 年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費が、入院（1 日 0 円か 300 円）、通院（1 回につき 0 円か 300 円）で受診できるようになりました。調剤については、自己負担金 0 円で実施しました。	

今後の取組み

- ・ 中学 3 年生までの子どもを対象に通院・入院・調剤等医療費助成を継続して実施します。

ウ. 障がい児の養育に関する経済的支援の推進

概 要

国の制度に基づき障がい児の養育に関する経済的支援を実施しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	社会福祉課
・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、生活の安定及び福祉の増進を図りました（特別児童扶養手当 77 人、障害児福祉手当 25 人）。	

今後の取組み

- ・ 継続して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、生活の安定及び福祉の増進を図ります。

エ. 保育料の減免制度

概 要

国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成しています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
・国の基準に比べ、負担の少ない保育料額を市で設定しました。また、市独自に第3子以降保育料無料制度を引き続き実施しています。	

今後の取組み

- ・少子化対策の視点から子どもを産み・育てやすい環境づくりの目的に立ち、市独自の減免措置を講じていきます。

(4) 仕事と家庭生活の両立支援

【現状と課題】

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取組みを推進しています。

家庭は、家族一人ひとりの精神的な安定と、日々の活力を再生する場となっています。こうした重要な役割を担っている家庭ですが、家庭内の家事や育児、介護の多くを女性が担っているなど、男女共同参画からは遠い状況にあります。また、地域における活動においても、性別役割分担による不平等な慣習や慣行が残っています。

市では、家事や育児、介護を正當に評価し、家族一人ひとりが積極的に関わるという家庭・地域づくりの支援や家事や育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進しています。男女共同参画の意識・関心等が低いこと、意識の醸成も課題です。

【基本方針】

子育て家庭が協力して子育て・教育・家庭生活に取り組む、仕事と生活の両立が図られるように、男女共同参画についての啓発、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めます。

ア. 男女共同参画の推進

概 要

職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	企画政策課
平成 26 年度	・職員向けの研修を行いました。 ・男女共同参画に関する新聞を作成し、区長回覧や各市得施設の窓口にて啓発を行いました（H26. 11. 1 発行 男女共同参画だより。千葉県男女共同参画地域推進員（海匝・山武地域）作成）。 ・市民を対象とした講演会を実施しました。

今後の取組み

- ・男女共同参画に関する新聞を作成し、引き続き男女共同参画の意識啓発に努めます。

イ. 育児休業制度等の啓発

概 要

育児休業制度等について、パンフレット等で周知をしています。

平成 26 年度 実施状況

担当課	子育て支援課
	・子育て支援課窓口にパンフレットを配置し、周知、啓発を図っています。

今後の取組み

- ・各種制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

（山武市子ども・子育て支援事業計画）

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下の通りです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付 (市が認可)		8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援（新規）
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
			19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

		24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）
子ども・子育て支援法以外		25. 私立認可保育所（委託費を支弁）
		26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）

「子ども・子育て支援法第 60 条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するため、以下の事項について（仮称）山武市子ども・子育て支援事業計画に定めます。

《必須記載事項》

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策を定める。

《任意記載事項》

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (4) 労働者と職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て法第 61 条第 2 項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

山武市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を 1 区域と設定します。

3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成 24 年度と平成 26 年度（各年度 4 月 1 日現在）の 1 歳年齢ごと男女別人口（市の登録人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

就学前児童は、平成 26 年に 2,000 人を下回り、1,907 人となっています。特に低年齢層は減少傾向がみられます。計画期間においても減少傾向が見込まれ、平成 31 年には 1,617 人になると推計されます。

《就学前児童数の動き》

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0 歳	298	266	285	279	267	255	244	232
1 歳	333	317	270	297	291	279	267	256
2 歳	345	331	314	268	295	289	277	265
3 歳	360	347	339	319	272	299	293	281
4 歳	416	355	345	336	316	269	296	290
5 歳	376	410	354	342	333	313	266	293
計	2,128	2,026	1,907	1,841	1,774	1,704	1,643	1,617

(2) 子育て家庭の類型（調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。

現在と潜在を比べると、タイプB・Cの割合が高まっており、就労意向はやや高まっています。

ニーズ量の推計は、潜在的家族類型別の教育・保育の希望率をニーズ調査から把握し、その利用希望率を推計児童数に乗じて算出する方法が国から示されており、この手法を基に算出し、地域の状況や利用実績を踏まえ調整して算定します。

《0～5歳の家族類型別割合》

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	68	10.7%	68	10.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	196	30.9%	211	33.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	124	19.5%	151	23.8%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	26	4.0%	30	4.7%
タイプD	専業主婦(夫)	219	34.5%	172	27.1%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1	0.2%	2	0.3%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全 体		635	100.0%	635	100.0%

4. 教育・保育給付

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園（認定こども園短児）

◇現状◇

公立幼稚園2園、公立こども園5園（短児）で、定員715人を確保しています。平成26年の通園児数は403人で入園率は56.4%となっています。こども園では預かり保育を実施しています。また、市外の幼稚園通園者が平成26年は28人います。

《幼稚園の利用状況》

施 設 名		園児数 (上段：平成 25 年 5 月 1 日現在) (下段：平成 26 年 5 月 1 日現在)					定員	預 かり 保 育
		満 3 歳 児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計		
市	なるとうこども園		29	32	41	102	120	有
			30	38	32	100		
市	なんごうこども園			13	21	34	65	有
				10	10	20		
市	しらはたこども園		26	20	27	73	90	有
			32	26	22	80		
市	まつおこども園			10	12	22	40	有
				10	14	24		
市	おおひらこども園		10	10	7	27	30	有
			11	11	11	33	40	
市	日向幼稚園		27	25	18	70	240	無
			34	33	25	92		
市	むつみのおか幼稚園			32	34	66	120	無
				22	32	54		
合 計			92	142	160	394	705	—
			107	150	146	403	715	

《市外幼稚園の通園状況》

広域保育入所	児 童 数 (上段：平成25年5月1日現在) (下段：平成26年5月1日現在)			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
他市町村への幼稚園通園者	11	11	19	41
	8	10	10	28

◇見込み量(人)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	231	143	216	133	206	127	197	122	193	119
合 計	374		349		333		319		312	
供給見込み	715		715		715		715		715	

◇計画期間の確保方策◇

就学前児童の教育・保育サービスの推進にあたっては、これまで取り組んできたこども園化をさらに進めます。公立幼稚園については、公私連携によりこども園化や既存の公立こども園との連携などを推進します。

市内では公立幼保連携型認定こども園3園と公立保育所型認定こども園2園の合計5園が誕生し順調にこども園化が進んでいます。なるとうこども園、しらはたこども園は開設して1年が経過し、平成25年度までに成東地域のこども園化は完了しました。

一方で、松尾地域の一部と蓮沼地域の公私連携幼保連携型こども園化については、再編などの課題が残っており、地元区長会や私立保育園側との情報交換を重ねています。山武地域は、私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐に渡ることから意見集約に時間を要するところです。今後は、保護者向けアンケート、地域や関係者との情報交換等を通じて意見をまとめていきます。

また、保護者の就労状況や利用動向などを踏まえて推進するとともに、教育内容の向上を図るための取組みを行います。

② 保育所（認定こども園長児）

◇現状◇

5園のこども園と3園の民間保育所（園）が主に利用されています。平成26年通所児童数は725人で、定員に対する入所率は89.5%となっています。また、市外の保育所利用者が26人で、保育所利用者は全体で751人となっており、低年齢児では年度途中からの入所希望などもみられます。

過去3年間の低年齢児の入所率は0歳7.4%で平均21人、1・2歳児は34.9%で222人となっています。見込みについてはニーズ調査の利用希望率と現状を比べて算出しています。

《保育所の利用状況》

施 設 名	児童数 (上段：平成25年5月1日現在) (下段：平成26年5月1日現在)							定員
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
なるとうこども園(市)	2	13	20	25	20	33	113	120
	3	18	21	29	27	24	122	
なんごうこども園(市)	1	8	20	15	22	26	92	90
	2	7	11	21	14	23	78	
しらはたこども園(市)	1	16	18	21	19	32	107	120
	1	11	20	24	27	17	100	
まつおこども園(市)	2	14	17	25	34	35	127	110
	0	16	20	25	22	28	111	
おおひらこども園(市)	1	5	15	13	16	20	70	100
	1	8	9	18	15	13	64	
日向保育園(私)	2	9	18	15	29	27	100	90
	2	6	12	20	16	28	84	
若杉保育園(私)	6	11	17	21	23	24	102	90
	5	11	15	18	24	24	97	
蓮沼保育園(私)	2	9	8	24	18	25	86	90
	6	3	11	13	22	18	73	
合 計	17	218		562			797	810
	20	198		507			725	

《市外施設の利用状況》

広域保育入所	児 童 数 (上段：平成25年5月1日現在) (下段：平成26年5月1日現在)						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
他市町村への保育所入所(委託件数)	2	6	5	5	5	3	26
	1	5	6	5	4	5	26

資料：子育て支援課

◇見込み量(人)◇

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	68	237	551	64	236	515	62	225	492	60	229	472	57	208	462
合計	856			815			779			761			727		
供給見込み	984			984			984			984			984		

※こども園は年齢毎に面積に対する供給可能人数。

◇計画期間の確保方策◇

保育ニーズに対応できる保育体制の確保を図るため、これまで取り組んできたこども園化を継続して進めます。

0歳の保育ニーズの高まりに対応するため、現在の施設では、施設内の有効活用を図り、クラス編成の変更などにより、0歳及び1・2歳保育の提供体制の拡充を図ります。

利用者ニーズに対応した保育サービスを提供するため、保育士を確保して保育体制の確保を図ります。

低年齢児保育の量的確保に向けては、市内の無認可保育施設と小規模保育参入の意向・可能性を協議し、確保に努めます。

保育サービスの提供体制の確保とともに、質の向上を図るための方策として、職員研修、人事交流、調整会議などを継続して推進します。

また、民間保育園では、平成27年度は現行どおりでその後の移行予定を検討します。事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向との関係、市外利用者の見込み量などを踏まえた検討と市内事業者への情報提供や連絡の場の確保が必要です。

(2) 地域型保育給付

平成 26 年度の市内にある認可外保育施設は以下の通りです。

《利用状況》

認可外保育施設	登録者数（平成26年）
さんむ医療センター	8 人
松尾ゴルフ倶楽部	8 人
五反田こどもの家	1 人

① 小規模保育事業

◇現状◇

認可外保育施設等が子ども・子育て支援制度では、「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。市内の認可外保育施設は平成 26 年現在 1 か所で、1 日平均 3 人程度の利用となっています。

《利用状況》

認可外保育施設	利用者数（平成26年）
五反田こどもの家	1 日平均 3 人

注)一時利用を含めている

◇計画期間の確保方策◇

0～2歳の3号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれ、その対応策として、地域型保育の導入を図ります。市内の認可外施設については、計画期間中に地域型保育施設としてサービス提供がされるように、参入意向を把握するとともに、情報提供などの支援を行い、定員 5 人程度で 0～2 歳の地域型保育の実施を見込みます。

② 家庭的保育事業

◇現状◇

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

0～2歳の3号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれることから、サービスの実施について検討します。

③ 居宅訪問型保育事業

◇現状◇

ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

0～2歳の3号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれることから、市内等のサービス提供状況の把握し、サービスの実施について検討します。

④ 事業所内保育事業

◇現状◇

子ども・子育て新制度では、これまでも事業所内保育施設が地域型保育施設に位置づけられます。市内では、さんむ医療センター、ヤクルト、ゴルフ場（土日のみ）の各事業所には事業所内保育施設があります。

保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

市内の事業所内保育施設との連携を図るとともに、利用者への情報提供などを行います。子ども・子育て支援制度への参入移行について把握し、情報提供などに努めます。あわせて、今後は勤務者以外の利用定員についても協議をしながら進めていきます。

5. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援（新規）

◇現状◇

新制度に伴い、新たに導入される事業であり、現在の子育て支援課や子育て支援センターでの相談、対応などを包括的に対応体制の確保が求められます。現在、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを5か所に開設し、親子同士の交流や子育て相談などを行っています。

《対象及び見込み（実施か所数）》

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1	1	1	1	1

◇計画期間の確保方策◇

地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するためには市役所窓口で、当該事業として対応する体制を作っていきます。迅速で適切な保育情報等を集約し、適切に発信します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

◇現状◇

こども園の設置にあわせて、子育て支援センターを併設しており、現在は市内6か所で主に就園前の子どもと保護者に相談や講座等を実施しています。この他に日向保育園と蓮沼保育園では園庭開放（市単独事業として補助金支給）を行っており、認可外保育施設で独自で未就園の親子が通って遊びや相談の場を提供しています。

《地域子育て支援拠点事業の概要(平成 25 年度現在)》

施設名	運営者	事業内容	開設時間
なるとうこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	平日 9時～17時 土曜日 9時～12時
しらはたこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
おおひらこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
なんごうこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
まつおこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
すぎっこクラブ[若杉保育園]	私	相談、情報提供、講座等	平日のみ 9時～17時

(年間延べ人)	平成24年度	平成25年度
こども園子育て支援センター (市立5園)	延11,524人(281日開設)	延11,600人(291日開設)
すぎっこクラブ[若杉保育園] (私立1園)	延5,571人(188日開設)	延3,459人(181日開設)
合 計	延17,095人	延15,059人

◇見込み(1か月あたり利用延人回)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439
供給量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439

◇計画期間の確保方策◇

こども園化を進めるなかで、今後もこども園の確保にあたっては、地域子育て支援センターを併設して確保します。

見込み量については、現在の利用状況を踏まえて検討しますが、利用者数の増加には概ね対応できる体制となっています。育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など、参加しやすい方策、参加を促進するための方策を検討します。

(3) 妊婦健康診査事業

◇現状◇

母子健康手帳交付時に、受診券を配布しており、平成25年度は実307人に交付しました。

《平成26年度 実施状況》

平成26年度 実施状況	平成24年度	平成25年度
対 象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	実299人	実307人

◇見込み(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

注) 0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

母子保健事業から移行されるため、健康支援課と連携して実施し、妊産婦期の母子の健康を支援します。妊娠届出の遅れや妊婦健診を定期的に受けていな

い妊婦もあり、受診率の向上は困難な状況ではありますが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

◇現状◇

乳児の発育状況と母親の健康状態を把握し、育児等の相談・指導を行うもので、保健師等が乳児の家庭に訪問しており、平成25年度は275人に訪問しています。

《平成26年度 実施状況》

平成26年度 実施状況	平成24年度	平成25年度
対 象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	229人	275人

◇見込み(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

◇計画期間の確保方策◇

子育て支援課と健康支援課が連携して実施します。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問をめざし、市内里帰り出産乳児への訪問も含めて全数実施をめざします。

(5) 養育支援訪問事業

◇現状◇

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に、児童家庭相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

◇計画期間の確保方策◇

現在は要保護児童対策として、保健師や家庭児童相談員等による訪問、指導を行うなど、庁内で連携・調整をしており、当該事業としては実施していません。育児放棄等で養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、ヘルパー派遣や相談員訪問など、実施方策を検討します。

(6) 子育て短期支援事業

◇現状◇

現在は未実施ですが、緊急時の対応の必要性などを踏まえて実施について検討する必要があります。

◇見込み(人/日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

◇計画期間の確保方策◇

緊急時の対応なども含め、実施方法等を検討する必要があります。

さんむ医療センターでは週に2日夜間保育(24時間保育)を行っており、短期支援事業として実施が可能かどうかも含め、実施に向けて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◇現状◇

ファミリー・サポート・センター事業は現在未実施となっています。

◇見込み(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	49	47	44	42	39
高学年	42	41	41	41	40
合 計	91	88	85	83	79
供給量	検討	検討	85	83	79

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出

◇計画期間の確保方策◇

ファミリー・サポート・センター事業は、一般に就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用が少なく、一部放課後児童クラブからの送迎などの利用が考えられます。

ファミリー・サポート・センター事業の導入について、就学前児童の世帯の利用意向などもあわせて把握し、ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けて取り組んでいきます。

(8) 一時預かり事業

◇現状◇

こども園では主に就園前の子どもの預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しており、平成25年度は延3,201人と平成24年度より増加しています。

《実施状況》

施 設 名	平成24年度	平成25年度
こども園での一時保育	延2,040人	延3,201人

※平成24年度は4園で実施、25年度は5園で実施

◇見込み(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484
供給量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484

◇計画期間の確保方策◇

今後は一時保育事業、幼稚園やこども園短児の預かり保育等を含めて預かり保育事業なるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら、提供していきます。

(9) 時間外（延長）保育事業

◇現状◇

市内の全保育施設で、早朝と夕方の延長保育を実施しています。定期的な利用と緊急時等の一時的な利用者を含め、平成26年は406人が利用しています。

《延長保育の概要》

実施保育所	実施日	時間（早朝）	時間（延長）
こども園5園で実施	月～金曜日	7時00分～8時00分	16時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～8時00分	12時00分～17時00分
民間保育園3園で実施	月～金曜日	7時00分～8時00分	日向・若杉 16時00分～19時00分 蓮沼 18時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～8時00分	日向・若杉 12時00分～19時00分 蓮沼 12時00分～16時00分

	平成24年度	平成25年度
利用状況	実289人	実406人

注) 早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

◇見込み(利用実人数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み	172	164	157	150	146
供給量	172	164	157	150	146

◇計画期間の確保方策◇

見込み方はアンケートで18時以降の保育希望だけを聞いており、潜在的な利用を含めているとともに、現在実施している朝の延長などが想定されていない点にも留意することが必要です。

現在の体制で供給できる見込みですが、保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等からも検討し、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

◇現状◇

現在は、市内の教育・保育施設の利用者、または管外の教育・保育施設利用者で保護者が市内勤務者で、子どもが病気になった方を対象に、病後児保育をなるとうこども園1園で実施しており、看護師1名を配置し、受け入れの定員は2人となっています。

平成25年度の利用者は実2人で延2日、平成26年度は7月4日現在実3人延32日で、平成26年度の登録者数は11月現在15人、延50人の利用となっており、骨折などによる利用がみられます。

◇見込み(年間人日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,612	1,540	1,473	1,411	1,371
供給量	480	480	960	960	960

◇計画期間の確保方策◇

利用実績に比べ、見込み量は多く算出されており、利用実績から考えられる量は供給できるものと考えられます。

今後は、低年齢児から保育サービスを利用する人が増加すると病児・病後児の利用ニーズも高くなることが見込まれるとともに、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられます。このため、体調不良児保育・病児保育の実施も視野に入れます。病後児保育については、2園で受け入れる体制に拡充し、看護師の確保を図り実施します。あわせて、継続して事業の周知を図り、利用を促進します。また、さんむ医療センターでの病児保育の実施について検討・協議します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇現状◇

主に小学校低学年の児童で、放課後保護者が保育できない児童を預かる事業で、山武市では各小学校区に設置し、学童クラブとして利用されており、一部高学年も受け入れています。学童クラブ利用者は増加傾向で、平成26年は403人が利用しており、定員に対する利用率は80.6%となっています。また、夏休みなど長期休暇中は利用者が増加します。

《学童クラブの利用状況》

名 称	開設場所	定員（人）
成東学童クラブ	専用施設	55
大富学童クラブ	山武市立大富小学校内	30
南郷学童クラブ	山武市立南郷小学校内	35
鳴浜学童クラブ	山武市立鳴浜小学校内	35
緑海学童クラブ	山武市立緑海小学校内	35
日向学童クラブ	山武市立日向小学校内	35
山武西学童クラブ	山武市立山武西小学校内	35
山武北学童クラブ	山武市立山武北小学校内	35
睦岡学童クラブ	専用施設	40
蓮沼学童クラブ	山武市立蓮沼小学校内	40
松尾学童クラブ	山武市立松尾小学校内	60
大平学童クラブ	専用施設	35
豊岡学童クラブ	山武市立豊岡小学校内	30
合 計 13か所		500

利用児童数 (5月1日現在)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1年生	104	137	131
2年生	114	108	138
3年生	100	104	87
4年生	24	24	35
5年生	5	12	10
6年生	0	2	2
合 計	347	387	403

◇見込み(実人数)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 5歳児	475	202	460	194	424	197	406	198	380	192
合 計	677		654		621		604		572	
供給量										
合 計	510		510		510		510		510	

※5歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出

◇計画期間の確保方策◇

現在は概ね3年生までを対象に実施し、一部高学年の利用を受け入れていますが、1・2年生の利用が主になっています。今後は、高学年を含め市内の小学校に通う全ての児童を対象に実施するため、既存施設の活用、学校の余裕教室の活用などにより、受入体制の整備を図ります。

平成 27 年度中に松尾学童クラブで定員を 10 人分拡大し、その他の学童クラブについても受け入れ体制の充実を図ります。

年度中に利用人数に変動があることや、登録していて利用しない場合、長期休暇中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制については様々な角度から、現状と利用希望を踏まえて確保します。

市内の認可外保育施設でも小学生の預かりを一部実施しており、受け入れ体制についても協議・調整に努めます。

また、生涯学習課で放課後子ども教室を実施しており、学童クラブとの連携などを検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する新規事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、実施を含めた検討を行い、幼稚園とこども園短児利用者の実質負担の差額分について、世帯状況を勘案して給付等を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、実施を含めた検討を行い、地域の実情に即した方策を講じていきます。

6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する 体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組みの推進、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

山武市としては、これまで進めてきたこども園化をさらに進める方針であり、民間保育施設との連携、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

継続して、就学前児童の教育・保育の場として、こども園化を推進し、普及を図ります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

(4) 認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進については、これまでも双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一環した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を図っていきます。

7. 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでいるものが含まれており、第3章部分など計画に具体的に盛り込んでいきます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等が考えられます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などが考えられます。

第5章 計画の推進

1. 関係機関等との連携

（計画の推進における庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について、今後、整理・検討する。）

2. 計画の達成状況の点検・評価

（個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて、今後、整理・検討する。総合計画の点検・評価と連携して行う。）

3. 家庭・地域・事業者・市の役割

（家庭・地域・事業者・市の役割について、図などを用いて視覚的にもわかりやすく説明する。）

